

令和5年度  
保育園等入園のしおり

令和5年4月入園

受付時期 (転園含む)

※詳しくはP.1をご覧ください

1次申込み

令和4年11月4日(金) 8:30 から  
令和4年11月18日(金) 17:00 まで ※消印有効

2次申込み

1次申込み受付期間終了後 から  
令和5年2月9日(木) 17:00 まで ※消印有効

この「保育園等入園のしおり」は令和4年10月現在の情報を掲載しています。  
内容に変更が生じた際は、清瀬市ウェブサイト等で随時お知らせいたします。  
なお、保育園の利用にあたって何かしらの齟齬があった場合、本書の記載内容が最優先となりますので、重要事項を確認の際は、必ず本書をご確認ください。  
また、窓口で入園申込みされる場合、長時間お待ちいただく可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

令和5年度のクラス 早見表

( お子様の生年月日 )	( クラス )
平成29年4月2日 から 平成30年4月1日 まで	5歳児クラス
平成30年4月2日 から 平成31年4月1日 まで	4歳児クラス
平成31年4月2日 から 令和2年4月1日 まで	3歳児クラス
令和2年4月2日 から 令和3年4月1日 まで	2歳児クラス
令和3年4月2日 から 令和4年4月1日 まで	1歳児クラス
令和4年4月2日 から <small>※生後56日を経過した翌月から入園が可能です</small>	0歳児クラス



お問い合わせ

〒204-8511  
東京都清瀬市中里五丁目 842 番地  
清瀬市福祉・子ども部子育て支援課保育・幼稚園係  
TEL 042-497-2086 (直通)  
FAX 042-492-2415



清瀬市トップページ >>  
⇒ 「子育て」  
⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」  
⇒ 「保育園」

# 目 次

## 第 1 章 入園について

01	入園申込みの受付時期・受付場所	1
02	保育園等の種類と概要	2
03	申込みから入園までの流れ（※ 5月の入園の場合）	4
04	教育・保育の支給認定	5
05	保育を必要とする事由ごとの入所期間・認定	6
06	入園申込みに必要な書類	7
07	提出書類に関する注意事項	10
08	入園申込みに関する注意事項	15
09	清瀬市民の方が清瀬市外の保育園入園・転園を希望されるとき	16
10	清瀬市民ではない方が清瀬市内の保育園入園を希望されるとき	17

## 第 2 章 在園中について

11	在園中のお手続きについて	18
12	出産・育児休業を取得する時	20
13	清瀬市外へ転出後も清瀬市内の保育園を継続利用したいとき	20

## 第 3 章 保育料等について

14	保育料について	21
15	延長保育とその費用について	24
16	食材料費について	24
17	保育料等のお支払い方法について	25

## 第 4 章 よくある質問

18	よくある質問	26
----	--------	----

## 参考資料

19	一時預かりの利用について	30
20	病児保育／病後児保育	31
21	認可外保育施設等	32
22	清瀬市保育園等案内図	34
23	認可保育施設一覧	36
24	清瀬市保育園 入園選考基準	48
25	清瀬市内保育園等の今後の運営の予定について	50
26	郵送で申込みをする場合	51

- **受付期間**は、「いつ入園を希望するか」によって大きく2つに分かれます。

### 令和5年4月入園申込み（年度当初）

※令和4年11月19日(土)から令和5年2月3日(金)までに出産予定の方は、出産予定として申込み可能です。

#### 1次申込み

令和4年11月4日(金) から 令和4年11月18日(金) まで

※郵送・窓口受付ともに期間を過ぎたものは受付できません(郵送の場合は消印有効です)。

#### 2次申込み

1次申込み受付期間終了後 から 令和5年2月9日(木) まで

### 令和5年5月から令和6年3月までの入園申込み（毎月の入園）

#### 入園を希望する月の前月の10日まで（10日が土・日・祝日のときは直前の開庁日）

(例1) 令和5年6月入園の申込み → 令和5年5月10日(水) まで

(例2) 令和5年7月入園の申込み → 令和5年6月9日(金) まで

※郵送の場合は年度当初と異なり**必着**です。

- **郵送先、提出場所**は下記のとおりです(受付期間は、どちらも同じです)。

(郵送)	〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地 清瀬市福祉・子ども部子育て支援課保育・幼稚園係 宛 (くわしくはP.51をご参照ください)
(窓口)	清瀬市役所2階 子育て支援課 保育・幼稚園係(2番窓口)

#### ● 令和5年4月入園 個別相談対応

保育園の入園や申込みについての相談を受け付けます(要電話予約)。

令和4年11月5日(土)・令和4年11月12日(土)8時30分から12時00分まで(1組あたりおよそ30分、各日14組)です。

予約は、令和4年11月1日(火)9時00分から先着順で受け付けます。

なお、個別相談は平日でも受け付けます。

保育施設には複数の種類があります。

このうち、清瀬市で申込み受付をしている施設は**認可保育園**、**認定こども園**、**地域型保育施設**となります。

### (保育施設の種類・それぞれの事業の概要)

#### 国・都 認可

##### 認可保育園

- ・保護者が就労や病気のため家庭でお子様を保育できないとき、保護者に代わって保育をする「児童福祉法」で定められている施設です。
- ・各施設は国と都道府県が定めた基準を満たした施設で、保育内容にはそれぞれ特色があります。
- ・公立保育園は清瀬市が設置運営しています。
- ・私立保育園は社会福祉法人等各事業者が設置運営しています。

##### 認定こども園

- ・幼稚園と保育園の良いところを生かし、「教育」と「保育」を一体的に提供する施設です。
- ・私立認定こども園は学校法人等が設置運営しています。
- ・各施設は国と都道府県が定めた基準を満たした施設で、教育・保育内容にはそれぞれ特色があります。
- ・保育料以外にも特定負担額（上乗せ徴収額）や実費徴収額（入園料、制服代、通園バス等）などの負担が発生いたしますので、詳しくは施設にご確認の上、利用申込みの手続きを行ってください。
- ・保育料については各施設に納付していただきます（保育料の算定は市が行います）。

#### 清瀬市 認可

##### 地域型保育施設

- ・地域型保育施設とは、原則定員19名以下の少人数で、0歳児～2歳児のお子様を保育する施設の総称で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

- ・地域型保育施設は
  - ① 小規模保育（定員6名以上19名以下）
  - ② 家庭的保育（定員5名以下）
  - ③ 居宅訪問型保育
  - ④ 事業所内保育

の4類型がありますが、清瀬市にあるのは①④です。

- ・保育料については各施設に納付していただきます（保育料の算定は市が行います）。

#### 認可外 保育施設※

##### 認証保育所

- ・東京都が認証した民間事業者等による保育室です。
- ・利用については保護者と認証保育所の間で直接契約を行い、保育料は認証保育所が決定し、認証保育所に納付していただきます。

##### 企業主導型保育所

- ・企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置した保育施設です。
- ・従業員以外でも定員に空きがあれば利用可能です。

##### 市内民間保育施設等

- ・上記以外にも市内に保育を実施する民間施設等がございます。

※ 認可外保育施設については、「21 認可外保育施設等（P.32）」に各施設を掲載しております。

#### 保育施設の休園

- ① 日曜日および国民の祝日に関する法律に規定される国民の休日
- ② 12月29日から翌年の1月3日まで
- ③ その他市長が特に休園の必要を認めた日

- ※ 認定こども園及び地域型保育施設の休園日は、上記のほかに園が定めている場合があります。
- ※ 認定こども園ひかり・ピッコロルーム・ゆりかごファーストスクール・ちゃいんど保育園は土曜日についても休園日としています。
- ※ なかよし保育園は月に2回、土曜日を開所しています。（第2土曜日・第4土曜日）
- ※ 詳しくは利用開始前に各園にご確認ください。

#### 1章

入園するまで

#### 2章

在園中の手続き

#### 3章

保育料

#### 4章

よくある質問

(参考資料)

清瀬市で申込み受付をしている保育施設一覧表 ※「23 認可保育施設一覧 (P.36～)」をご参照ください。

	名 称	所 在 地 電 話	開 所 時 間	定 員 <sup>※2</sup>						
				0歳 <sup>※1</sup>	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立保育園	第1保育園	松山3-1-73 042-491-0152	7:00～19:00	6	10	12	20	25	25	98
	第3保育園	旭が丘3-755-1 042-492-5600	7:00～19:00	6	10	12	20	25	25	98
	第7保育園 (令和6年度末に閉園予定)	竹丘1-15-11 042-492-4616	7:00～19:00	-	10	12	15	15	15	67
私立保育園	清瀬駅前保育園 <sup>※6</sup>	元町1-604(以下未定) 042-492-4185 <sup>※6</sup>	7:00～19:00	9	12	14	15	15	15	80
	清瀬上宮保育園	竹丘3-8-1 042-492-4015	7:00～19:00	12	18	22	22	23	23	120
	のしお保育園	野塩5-249 042-493-4550	7:00～19:00	9	13	13	15	15	15	80
	中清戸保育園	下清戸1-21-3 042-494-1772	7:00～19:00	9	10	12	16	16	17	80
	すみれ保育園	中里3-1731-8 042-493-0509	7:00～19:00	15	18	20	22	22	23	120
	すみれ保育園分園 <sup>※3</sup>	松山2-2-15 清瀬ハイム 042-495-4145	7:00～19:00	3	11	12	-	-	-	26
	きよせ保育園 <sup>※4</sup>	上清戸2-5-40 042-491-1301	7:00～19:00	12	24	35	30	30	30	161
	きよせ保育園分園 <sup>※3</sup>	上清戸2-6-6 042-497-3047	7:00～19:00	3	10	10	-	-	-	23
	せせらぎ保育園	中里1-1704 042-497-9777	7:00～19:00	15	18	20	24	24	24	125
	清瀬どろんこ保育園	松山3-1-24 042-494-8166	7:00～20:00	6	12	12	20	20	20	90
	のしお一丁目保育園	野塩1-322-1 042-492-1411	7:00～19:00	9	13	13	15	15	15	80
	メリーポピンズ清瀬ルーム	松山1-40-2 042-497-1692	7:00～20:00	6	15	18	-	-	-	39
	中里どろんこ保育園	中里6-23-1 042-497-8718	7:00～20:00	6	16	18	20	20	20	100
	メリーポピンズ松山ルーム	松山1-40-24 042-497-2181	7:00～20:00	12	15	15	-	-	-	42
	こども認定	認定こども園ひかり	旭が丘2-5-3 042-491-2218	7:30～18:30	-	-	-	10	10	10
小規模保育施設	ピッコロルーム	元町2-18-10 1F 042-497-1234	7:30～19:30	3	4	4	-	-	-	11
	ゆりかごファーストスクール	元町1-8-35 7F/10F 2F 042-496-0330	8:00～17:00	-	8	10	-	-	-	18
	ちやいんど保育園	上清戸2-5-36 042-496-7788	8:00～17:00	-	8	10	-	-	-	18
	あいあいちびっこルーム	竹丘3-2-61 042-497-2308	7:30～19:30	-	6	6	-	-	-	12
	ちあふるガーデン <sup>※5</sup>	中里1-1707-4 042-497-1237	7:00～19:00	3	5	6	-	-	-	14
重要 施設	なかよし保育園	竹丘3-1-1 東京病院内 042-491-3114	7:30～19:00	3	3	3	-	-	-	9

- ※1 0歳児クラスは生後56日(8週)経過後の翌月から入園が可能です。
- ※2 「定員」は各園・各クラスの募集人数ではありません(在園児の継続利用による持ち上がりがあるため)。
- ※3 すみれ保育園分園、きよせ保育園分園の土曜保育は、それぞれすみれ保育園、きよせ保育園で実施いたします。
- ※4 きよせ保育園は2歳児クラスから3歳児クラスに持ち上がる際に定員数が減少しますが、在園児の持ち上がり数は確保されます。
- ※5 ちあふるガーデンの延長保育と土曜保育は、せせらぎ保育園で実施いたします。  
また、ちあふるガーデンはせせらぎ保育園の遊働施設のため、卒園時にせせらぎ保育園へ優先的に転園ができます(空き状況によっては全員が転園できない場合もあります)。
- ※6 清瀬駅前乳児保育園からの移転のため、清瀬駅前乳児保育園の在園児(新1歳児～新3歳児クラス)は、清瀬駅前保育園へ優先的に受け入れます。  
また、令和5年4月1日以降は電話番号が変わります。新しい電話番号は「23 認可保育施設一覧 (P.36～)」に掲載の園もしくは市ウェブサイトでご確認ください。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

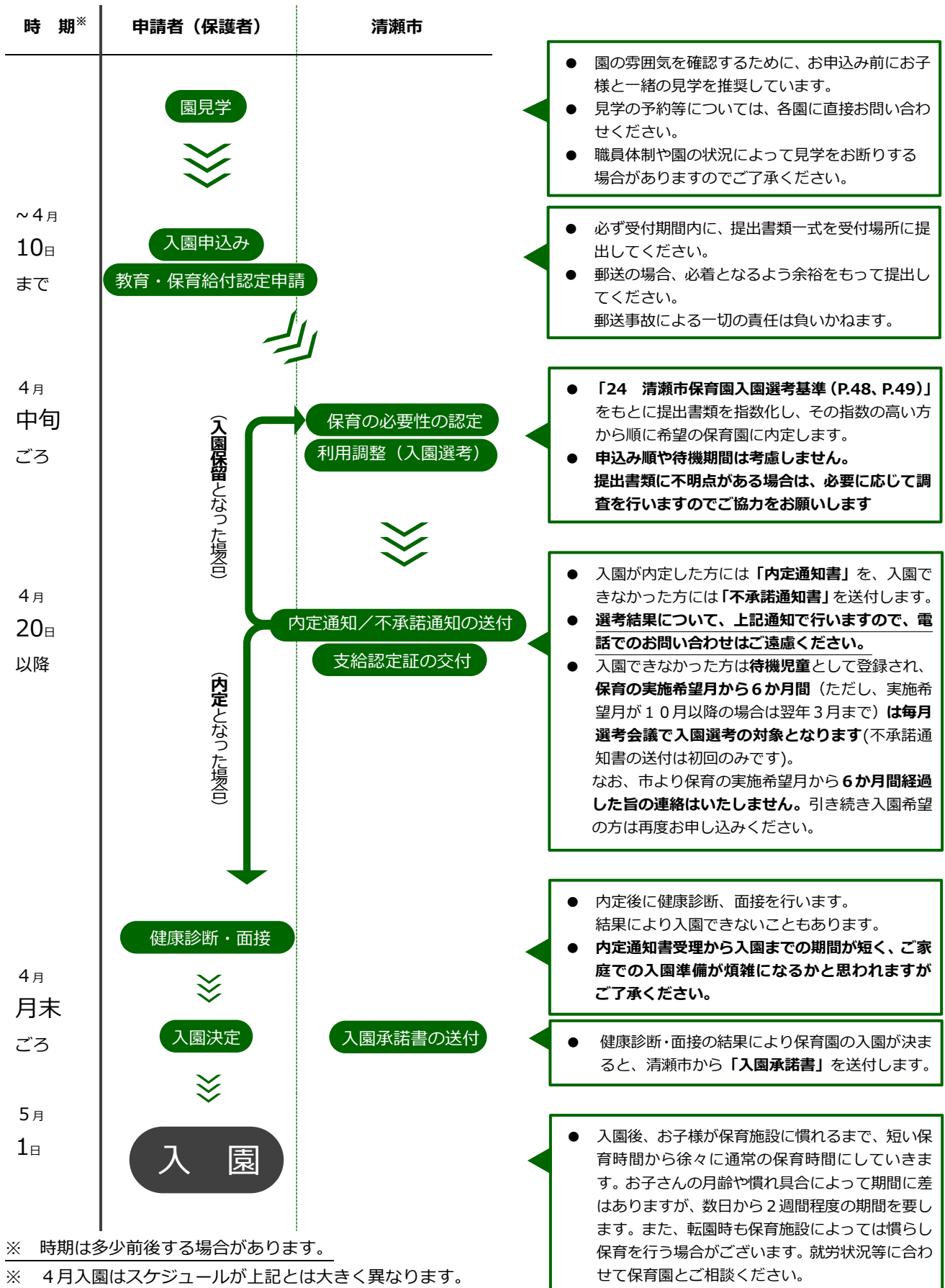
3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



※ 時期は多少前後する場合があります。

※ 4月入園はスケジュールが上記とは大きく異なります。

- **支給認定**とは、保育施設を利用するときに必要なものです。  
清瀬市では、入園申込みの申請書が認定申請書を兼ねているため、別々に申請していただく必要はありません。  
(入園申込みのときに提出された書類で認定いたします)  
また、すでに3号認定を受けている児童が満3歳になり2号認定に切り替わる時は、清瀬市が認定変更を行いますので再申請は不要です。
- **認定区分は3つ** (1号認定、2号認定、3号認定) に分かれています。  
このうち保育施設を利用するには、**2号または3号の認定を受ける必要があります。**  
さらに**保育の必要量**は**2つ** (保育**標準**時間、保育**短**時間) に分かれています。

認定区分	対象年齢	利用できる施設	保育の必要性／保育の必要量		
1号認定	3歳～5歳	・認定こども園 ・幼稚園	なし	教育標準時間	4時間
2号認定	3歳～5歳	・認定こども園 ・保育園	あり	保育 <b>標準</b> 時間	11時間
				保育 <b>短</b> 時間	8時間
3号認定	0歳～2歳	・認定こども園 ・保育園 ・地域型保育施設	あり	保育 <b>標準</b> 時間	11時間
				保育 <b>短</b> 時間	8時間

- **保育の必要量**とは、利用可能な最大の保育時間を市が保育要件に応じて認定しています。  
それぞれの最大利用時間を超えた利用は**延長保育**となり、別途料金が発生します。
- 具体的な保育時間については、内定通知後の園との面接で決定します。



※ 上記「延長保育①」「延長保育②」のように、時間帯及び園によって延長保育の料金が異なります。



- 2号認定または3号認定を受けるためには、次の事由のいずれかに該当することが必要です。

そのため、「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」などの理由だけでは認定できません。

※ **ゆりかごファーストスクール、ちやいど保育園**をご利用の場合、下記の要件に関わらず、**保育短時間の認定**となります。

認定事由	保育を必要とする事由と入所期間	保育の必要量の認定	
		標準 時間	短 時間
就 労	月12日以上かつ月48時間以上働いている場合 → <b>就労期間中</b> （1日4時間を下回る場合は入園後3か月以内に1日4時間以上の就労が必要）	労働が 月120時間 <b>以上</b>	労働が 月120時間 <b>未満</b>
求 職	求職中の場合（申込みは年度に2回まで） → <b>入園後3か月以内（期間内に就労要件を満たせば「就労」に切り替わります）</b>	×	○
出 産	出産する場合 → <b>出産予定月およびその前後2か月（5か月）以内</b>	○	△ (希望により可)
育 休 特 例	すでに保育園を利用しているお子様がいて、育休期間中の場合 → <b>最長で育児休業対象のお子様<b>が</b>1歳になる日の属する年度の年度末（3月末日）まで</b>	×	○
み な し 育 休 特 例	すでに保育園を利用しているお子様がいて、育児休業を取得できない職種の場合 → <b>最長で対象の子が1歳になる日の属する年度の年度末（3月末日）まで</b>	×	○
疾 病 ・ 障 害	疾病、負傷、心身の障害などによりお子様の保育ができない場合 → <b>入院、通院、療養期間</b>	○	△ (希望により可)
介 護 ・ 看 護	常時かつ長期に看護、介護にあっている場合 → <b>介護・看護期間</b>	介護・看護が 月120時間 <b>以上</b>	介護・看護が 月120時間 <b>未満</b>
災 害 復 旧	火災等による家屋の損傷、その他の災害復旧にあっている場合 → <b>災害復旧期間</b>	○	△ (希望により可)
就 学	週3日以上かつ4時間以上の就学の場合 → <b>就学期間</b>	就学が 月120時間 <b>以上</b>	就学が 月120時間 <b>未満</b>
そ の 他	上記に類する状態として、市長が認める場合	要相談	

- 労働時間が月120時間に満たない場合でも、就労状況や勤務体系によっては、入園月の翌月以降に認定を保育短時間から保育標準時間に変更可能な場合がありますので、認定の変更を希望される場合は下記の注意事項を厳守のうえ、変更申請を行ってください。

提出書類

① 家庭状況変更届

② 変更事由が確認できる添付書類（就労証明書など、P8,P9参照）

提出期限

変更希望月の前月の20日まで（20日が土日祝日の場合は直前の開庁日）

※期限後の提出については、翌々月からの変更となります。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



以下の書類をご用意・ご提出ください。

提出書類は「保育を必要とする事由」をはじめ、申請される方の状況によって異なりますので、十分にご注意ください。

**必要書類①**

**保育園等入園申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書（ページ色の紙）**

（必須）

- 2名以上のお子様を同時期に申請する場合であっても、申請書は1枚ずつご用意ください。

**必要書類②**

**「保育を必要とする事由」を証明する書類**

（必須）

- 全ての保護者および18歳以上65歳未満の同居者**それぞれの書類が必要となります。
- 提出された書類は返却できません**ので、必要な場合は事前にご自身で写しをお取りください。  
（延長保育の利用にあたり、入園後に保育園から就労証明書の提示を求められる場合があります）

下記の各書類について、詳しくは次ページP.8、P.9をご参照ください。

	保護者の状況	必須書類	加えて、いずれかの提出が必要な書類
1	常勤・パート・内職	就労証明書	(なし)
2	就労内定状態の場合	就労証明書	(なし)
3	自営業・個人事業主・フリーランス	就労証明書	確定申告書 又は 開業届
4	法人経営者	就労証明書	登記簿謄本 又は 源泉徴収票
5	自営業の協力者	就労証明書	源泉徴収票 又は 確定申告書 又は 青色事業専従者給与に関する届出書
6	親族経営会社への従事者	就労証明書	源泉徴収票 又は 雇用契約書
7	求職中の場合	(提出書類は不要ですが、 <b>入園後3か月以内に就労を開始する必要があります</b> )	
8	病気または心身に障害がある場合	(なし)	医師の診断書 又は 障害者手帳等の写し
9	親族の看護または介護をしている場合	介(看)護状況届出書	医師の診断書 又は ケアプラン等の写し
10	大学・職業訓練学校に通学している場合	時間割	在学証明書 又は 学生証の写し
11	出産する場合	母子健康手帳の写し	(なし)

**必要書類③**

**住民税課税（非課税）証明書**

（該当の方のみ）

- 令和4年1月2日以降に転入した保護者全ての**住民税課税（非課税）証明書が必要になります。  
（出産・育児休暇などで収入がない場合でも、**非課税証明書**をご提出いただく必要があります）
- ①清瀬市に住民登録されたのがいつか ②入園希望時期がいつか によって必要な証明書が異なります。

入園希望月 / 清瀬市に	令和4年1月1日 以前から	令和4年1月2日 以降	令和5年1月2日 以降
令和5年4月入園 から 令和5年8月入園 まで	不要 <sup>※</sup>	令和4年度	令和4年度・令和5年度
令和5年9月入園 から 令和6年3月入園 まで	不要 <sup>※</sup>	不要 <sup>※</sup>	令和5年度

※清瀬市の税情報で確認しますので提出の必要はありませんが、未申告の場合は確認できませんので早急に申告してください。  
未申告等により保育料決定に必要な税情報が確認できない場合には、最高階層（D27）で決定する場合があります。  
詳しくは「令和5年度 清瀬市利用者負担額基準額表（P.22）」をご参照ください。

**住民税課税（非課税）証明書に関する補足事項**

0～2歳児クラスのお子様の入園申込みにおいては、必要書類①「保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の「入園児童の家庭の状況」の備考欄にマイナンバー（12桁）を記入し、**④マイナンバーの確認**と**⑥申込み者（保護者）の本人確認**ができる書類の写しを**④⑥それぞれ下表のとおり用意し、申込み時に添付していただくこと**で、上記の**住民税課税（非課税）証明書の提出を省略することができます**。

ただし、マイナンバーでは非課税か未申告かの判断が出来ない場合があります。その際は、**追って非課税証明書の提出を求める場合があります**ので、ご了承ください。

確認事項 / 確認書類 <sup>※</sup>	いずれか1点	いずれか2点
④ マイナンバー 確認	・マイナンバーが記載された住民票 ・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書 ・通知カード（通知カードの記載事項と本人の情報一致している場合に限り）	-----
⑥ 本人 確認	・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳	・精神障害者保健諭手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・公的医療保険の被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書

※マイナンバーカードの場合は、**その表裏両面の写し1点のみ**で④⑥両方の確認とさせていただきます。

**必要書類④**

**主治医の意見書（市指定様式等）、身体障害者手帳の写し、愛の手帳の写し など**

（該当の方のみ）

- お子様の状況により、主治医の意見書や身体障害者手帳の写し、愛の手帳の写しなど提出を求める場合があります。  
詳しくは「08 入園申込みに関する注意事項（P.15）」をご参照ください。

(参考)「保育を必要とする事由」を証明する書類一覧表

	保護者の状況	提出が必要な書類 (●は必須、数字はいずれかの提出が必要)	備考
1	常勤 パート 内職	●就労証明書 <sup>※1</sup> (事業者が証明)	就労先等が2か所以上の方は、それぞれの就労先の就労証明書をご提出ください。
2	就労内定先 がある場合	●就労証明書 <sup>※1</sup> (事業者が証明)	「11 就労実績」には、就労を開始してからの3か月間の見込みで日数・時間ともに記入を依頼してください。
3	自営業 個人事業主 フリーランス	●就労証明書 <sup>※1</sup> ①確定申告書 (令和3年までに就労を開始した方) ②開業届 (令和4年以降に就労を開始した方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、自営業を行っていることが確認できる書類の提出が必要です。 <b>※左記の書類が提出できない場合</b> ・報酬のわかるもの ・請負契約書 ・営業上必要な材料の仕入れ伝票 などで確認をさせていただきます。
4	法人経営者	●就労証明書 <sup>※1</sup> ①源泉徴収票 (令和3年までに設立された方) ②登記簿謄本 (令和4年以降に設立された方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、法人の経営者であることが確認できる書類の提出が必要です。
5	自営業の協力者	●就労証明書 <sup>※1</sup> ①源泉徴収票または確定申告書 (令和3年までに就労を開始した方) ②青色事業専従者給与に関する届出書 (令和4年以降に就労を開始した方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、事業主より給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
6	親族経営会社 への従事者	●就労証明書 <sup>※1</sup> ①源泉徴収票 (令和3年までに就労を開始した方) ②雇用契約書 (令和4年以降に就労を開始した方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、雇用契約または給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



清瀬市トップページ  
 ⇒ 「申請書ダウンロード」  
 ⇒ 「子育て・教育関係の申請書」  
 ⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

<https://www.city.kiyose.lg.jp/sinseisyodownload/kosodatesinseisyo/1005446.html>

清瀬市ウェブサイトより書類の様式をダウンロードする場合は上記ウェブページをご覧ください。

	保護者の状況	提出が必要な書類 (●は必須、数字はいずれかの提出が必要)	備考
7	育児休業 みなし育休	●就労証明書 <sup>※1</sup> 産休/育休の取得(予定)欄の記載または元の勤務先に戻ることができる旨の証明書の提出が必要(事業者が証明)	下記の①又は②に該当する場合であって、 <u>休業前に支給認定(2・3号認定)の就労</u> で保育園等に在園している場合には、生まれたお子様が1歳になる年度の末日まで当該保育園等での保育の継続ができます。 (詳しくは「12 出産・育児休業を取得する時(P.20)」をご参考ください) ① 育児休業を取得する場合 ② 育児休業を取得できないが、休業後には元の勤務先に育児休業を取得する前と同条件で復帰することを事業者が認めている場合
8	求職中	—	書類の提出は必要ございません。 「保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の2/4ページ②に必要事項をご記入ください。
9	病気または心身に障害がある場合	①医師の診断書 <sup>※1※2</sup> ②障害者手帳等の写し	「保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の2/4ページ⑤または⑥に必要事項をご記入ください。
10	親族の看護または介護をしている場合	●介(看)護状況届出書 ①介護認定証 ②ケアプランの写し ③医師の診断書 <sup>※1※2</sup> ④障害者手帳等の写し	具体的な状況を「介(看)護状況届出書」にご記入ください。「介(看)護状況届出書」については、清瀬市ウェブサイトまたは窓口で入手してください。 「保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の2/4ページ⑦に必要事項をご記入ください。
11	大学や職業訓練学校に通学している場合	●時間割 ①在学証明書 <sup>※1</sup> ②学生証の写し	「保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の2/4ページ⑧に必要事項をご記入ください。
12	出産する場合	●母子健康手帳の写し	表紙および分娩予定日のわかるページの写しを提出してください。 「保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の2/4ページ④に必要事項をご記入ください。

※1 各証明書、診断書の有効期限は申込時点で証明日から3か月以内です(コピーでも構いません)。

※2 診断書を提出された場合はその内容で保育の必要性を確認するため、保育の認定ができない場合があります。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



清瀬市トップページ  
⇒ 「申請書ダウンロード」  
⇒ 「子育て・教育関係の申請書」  
⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

記入見本は清瀬市ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

保育園等入園申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書 (1/4ページ)

保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書 (新規) <保育園等申込書 1/4>

清瀬市長 殿

① 保育料決定のため、私の世帯の  
② 入園の申込書及び就労証明書の  
③ 保育園等通園要件を継続的に  
④ 本申込書の内容に事実と相違  
⑤ 申請書に記載された事項、支  
また、その情報に基づき決定  
⑥ 4月入園申込みを行う場合は、認定事務及び利用調査事務が集中するため、審査に時間を要することから認定結果は利用調査の結果とともに交付を受けること。  
⑦ 個人番号について、記載がない場合を含め、市が保有する公簿等により確認し当申請書に記載すること。

・「R4. 1. 2以降に清瀬市に転入」された方は、申込みの際に住民税課税（非課税）証明書の提出をお願いします。  
・「R4. 1. 1以前から清瀬市在住」であっても、未申告の場合には税情報の確認ができませんので、予め清瀬市課税課市民税係にて所得の申告をしてください。

・第1希望のみのお申込みの場合、選考の際に-1点の減点が入ります。  
・申込時点で空きがない保育園についても希望することができます。  
・記入した園のみが選考の対象となります。それ以外の園に欠員があっても選考の対象にはなりません。

(保護者署名欄) (住所) 〒 204 - 8511  
清瀬市中里5丁目842番地  
(フリガナ) キヨセ タロウ  
(氏名) 清瀬 太郎

R4. 1. 1以前から清瀬市在住  
 R4. 1. 2以降に清瀬市に転入  
→ 下記に転入日をご記入のうえ、「令和5年度 保育園等入園のしおり」の「06 入園申込みに必要な書類 (P.7)」をご確認ください。

(転入日) 令和 4 年 4 月 1 日  
 平成  
 令和 3 年 5 月 1 日  
(令和5年4月1日 時点の年齢: 1 歳)

入園児童	フリガナ	キヨセ ウメ	<input type="checkbox"/> 男	生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 3 年 5 月 1 日 (令和5年4月1日 時点の年齢: 1 歳)
氏名	清瀬 梅	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女			
入園を希望する保育園等の名称	第1希望	AA保育園			
	第2希望	BB保育園			
	第3希望	CC保育園			
入園を希望する保育園等の注意事項	※ 市外の保育園等を希望する場合は、市区町村名もご記入 ※ 第6希望を超える希望を記入した場合、それ以降は選考対象外 ※ 認定子ども園ひかりに入園する際、制服代等の支払いが必要になりますのでご注意ください。 ※ ゆりかごファーストスクール及びびっちゃんど保育園の入園申込をする方は、利用時間が8:30~16:30の保育短時間となります。				
保育の実施を希望する期間	令和 5 年 4 月 1 日 から	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 まで	<input checked="" type="checkbox"/> 就学始期	<input type="checkbox"/> 同意する	

申込書提出時点ではなく、申込年度の4月1日時点の年齢で記入してください。

ゆりかごファーストスクール及びびっちゃんど保育園を希望する方は、注意事項をよく読んで同意欄にVをお願いします。

○入園児童の家庭の状況 (※お子様は、申請児童を含めた兄弟全員を記入して下さい)

区分	続柄	フリガナ 氏名	生年月日	居住状況	入園希望月時点での 職業・学校・在籍手帳の有無 (電話番号)	備考
父		キヨセ タロウ	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 60 年 <input type="checkbox"/> 平成 1 月 <input type="checkbox"/> 令和 1 日	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	自営業 ( 000 - 0000 - 0000 )	
		清瀬 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
母		キヨセ ハナコ				
		清瀬 花子				
世帯員		キヨセ ウメ				

入園希望月時点での状況を記入してください。  
申込み時点では未就学児でも、入園希望月時点で小学生の場合は入学予定の学校名を記入してください。

・同居世帯員をすべてご記入ください。  
・世帯が別であっても、生計をひとつとする場合はご記入いただき、名前の下に住所もご記入ください。  
(記入漏れ等がある場合、保育料が正しく算定されない場合がございます)  
・単身赴任で別居の方がいる場合や扶養しているお子様が別居の方がいる場合には、名前の下に住所を記入してください。

母	清瀬 桜	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 7 月 <input type="checkbox"/> 令和 7 日	<input type="checkbox"/> 別居 <input checked="" type="checkbox"/> 同居	清瀬市立〇〇中学校	
祖父	キヨセ マツ					
	清瀬 松	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 40 年 <input type="checkbox"/> 平成 8 月 <input type="checkbox"/> 令和 8 日	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	自営業	

生活保護の状況  無  有 年 月 日 受給開始 家庭の状況  ひとり親家庭  上記以外

※市使用欄  
保育コード  
受付番号  
選考基準指数

下記QRコードより、記載例を確認することができます。  
<https://www.city.kiyose.lg.jp/sinseisyodownload/kosodatesinseisyo/1005446.html>



受付	父	母	動証	ほか不足書類等

1章 入園するまで  
2章 在園中の手続き  
3章 保育料  
4章 よくある質問 (参考資料)



保育園等入園申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書 (3/4ページ)

記入の際は母子健康手帳の記録を参考に記入をお願いします。  
記載内容によっては医師の診断書等の提出をお願いします場合があります。

「こ」等に健康状態の情報を求める場合があります。 <保育園等申込書 3/4>

出生時の状況	・ 妊娠期間 ( <input type="checkbox"/> 週 ) ・ 出生時の異常 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの方は詳細を記載してください。	発達の状況	・ 3~4か月 <input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 要観察 ・ 6~7か月 <input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 要観察 ・ 9~10か月 <input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 要観察 ・ 1歳半 <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 要観察 ・ 3歳 <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 要観察	要観察の場合は母子手帳の該当ページの写しをご提出下さい。	手帳 写しをご提出ください。
	・ 病気や発達の診断により、病院や療育機関に通っていますか <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 病院・専門機関名 ( <input type="checkbox"/> 〇〇医院 ) ・ 病名・症状 ( <input type="checkbox"/> ◆◆◆◆◆ ) はいの方は下記を記載してください。		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの方は詳細を記載してください。		
現在の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> その他 傷病名を具体的に記載してください。	・ 入園希望であることを主治医に話していますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 医師に集団生活が可能と判断されていますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 主治医の意見書(市指定様式等)はありますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
健康状況	予防接種状況 それぞれの接種回数を記入して下さい。		食物アレルギー		食物以外のアレルギー
	・ インフルエンザ菌b型 ( Hib ) ( <input checked="" type="checkbox"/> 1 回 ) ・ 小児用肺炎球菌 ( ) ( ) 回 ) ・ B型肝炎 ( ) ( ) 回 ) ・ ロタウイルス ( 1・5 ) 価 ( ) ( ) 回 ) ・ 四種混合 ( DPT-IPV ) ( ) ( ) 回 ) ・ BCG ( ) ( ) 回 ) ・ 麻疹・風しん ( MR ) ( ) ( ) 回 ) ・ 水痘 ( 水ぼうそう ) ( <input checked="" type="checkbox"/> 1 回 ) ・ 日本脳炎 ( ) ( ) 回 ) ・ その他 ( ) ( ) 回 )		<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの方は食品名を記載してください。		<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ありの方は詳細を記載してください。
障害・アレルギー・発達上気になることがある場合は具体的に記載してください。 <b>牛乳は少量であれば問題なし。</b>		<input type="checkbox"/> 卵 <input checked="" type="checkbox"/> 牛乳 <input type="checkbox"/> 大豆 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ・ アナフィラキシーショック <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		・ アレルギーの種類 ( <input checked="" type="checkbox"/> アトピー性皮膚炎 ) ひきつけの経験 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ありの方は詳細を記載してください。	
2歳児以上のお申込みの場合は、以下の回答をお願いします。(下記の共通項目もご回答ください。)					
・ 食べ物の好き嫌いがありますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 嫌いな食べ物 ( ) ・ トイレはひとりですみますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ おしっこ ・ うんち <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 起床時間 午前 時 分頃 ・ 就寝時間 午後 時 分頃 ・ 好きな遊びはありますか ( )			・ 大声・奇声をあげることがある <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 激しく叩いたり、噛みつきたりすることがある <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 一か所にじっとしていられなかったり、落ち着かなく動き回ったりしますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 高いところに登ったり、急に飛び出したりしますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
2・3歳のお申込みの場合			4・5歳のお申込みの場合		
・ ひとり歩きを始めたのはいつですか ( 歳 か月頃 ) ・ 意味のある言葉を発したのはいつ頃ですか ( 歳 か月頃 ) ・ スプーンを使って1人で食べられますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 首がすわったのはいつですか ( 歳 か月頃 ) ・ 後追いはしましたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 最後まで座って食べられますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 肉や繊維のある野菜をよく噛んで食べられますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ おむつをしていますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ トイレトレーニングはしていますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 衣服の着脱は1人でできますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ ボタン、フックができますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ お昼寝をしますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 時々 <input type="checkbox"/> いいえ → ( 時 分 ~ 時 分 ) ・ 1人で運動靴が履けますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 1人で階段をのぼれますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 自分の名前が言えますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 2語文のお話ができますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			・ 発音ははっきりしていますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ お友達と楽しく遊べますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 家族と一緒に食事をしていますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 1人で座って食事ができますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ ボタンのかけ外しはできますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ はさみで紙をまっすぐ切れますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 色(信号等)はわかりますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ スキップはできますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 片足でケンケンはできますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 自分の右左がわかりますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ・ 家族に断って遊びに行けますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



保育園等入園申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書 (4/4ページ)

アンケートとしての記入になります。

申込み月以外の入園を希望しない方は、選考結果通知後、子育て支援窓口にて申込みの取下が必要です。

<保育園等申込書 4/4>

○申込児童の保育状況 (下記のいずれかの□にチェックし、該当箇所にも記入して下さい)

申込児童の現在の保育状況	入園できなかった場合の保育予定
<input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 ) が保育している <input type="checkbox"/> 保護者が自宅で仕事をしながら見ている <input type="checkbox"/> 保護者が勤務先に連れていく ( 保育施設 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 保育施設の利用 ( 保育時間 : 時 分 から 時 分 まで )	<input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 ) が保育する <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業の延長 ( <input type="checkbox"/> 育児休業を延長し、入園できるまで待機する ) <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業を延長し、申込み月以外の入園は希望しない <input type="checkbox"/> 認可外保育施設の利用 ( <input type="checkbox"/> 入所予定 <input type="checkbox"/> 在園中 )

- ・「同居」している場合……「住所」の記入は不要です。
- ・「死別」している場合……「氏名」「住所」「生年月日」「職業」の記入は不要です。

○祖父母の状況について (下記のいずれかの□にチェックし、該当箇所にも記入して下さい)

父 方	祖 父	健康 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/>	カ ナ	キヨセ マツ	住 所	職 業
			氏 名	清瀬 松	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 40 年 8 月 8 日 ( 56 才 )
母 方	祖 母	健康 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/>	カ ナ		住 所	職 業
			氏 名		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 ( 才 )
母 方	祖 父	健康 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/>	カ ナ	トウキョウ タロウ	住 所	東京都 ▼ ▼ ▼ 区 ▼ ▼ ▼ ▼ 6-789
			氏 名	東京 太郎	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 35 年 9 月 9 日 ( 61 才 )
母 方	祖 母	健康 <input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/>	カ ナ	トウキョウ ハナコ	住 所	東京都 ▼ ▼ ▼ 区 ▼ ▼ ▼ ▼ 6-789
			氏 名	東京 花子	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 36 年 10 月 10 日 ( 60 才 )

○兄弟姉妹の状況について (他の就学前児童の状況) (下記のいずれかの□にチェックし、該当箇所にも記入して下さい)

心身の状況について	現在の保育状況
<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> その他 ( 病名・障害名 : )	<input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 ) が保育している <input type="checkbox"/> 保護者が自宅で仕事をしながら見ている <input type="checkbox"/> 保護者が勤務先に連れていく ( 保育施設 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 保育施設を利用

兄弟姉妹で同時申込みをする方は、希望する選択肢に必ずチェックを付けてください。

※兄弟姉妹で同時期に申込みする場合 (下記のいずれかの□にチェックして下さい)

該当する方のみご記入ください。

指定された条件で選考いたしますので、十分に内容をご確認いただきますようお願いいたします。

- 同時期に、兄弟姉妹全員が同じ認可保育施設に入園できる場合のみ希望する  
⇒ 同時期に同園で入園できる状況が整わない限り、内定ができません。
- 同時期に、兄弟姉妹全員が異なる認可保育施設に入園となる場合でも希望する。  
⇒ 同時期に入園できる状況が整わない限り、内定ができません。
- 1人だけでも入園を希望する

兄弟姉妹が同時期に入園ができる場合には、

- 希望順位どおり  
(兄弟姉妹が別の認可保育施設になっても上位希望施設を優先する)
- 下位の希望施設でも同施設になることを優先する

※上枠内を選択した方は、右側にもチェックをお願いします。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



- ・清瀬市は国指定様式の簡易版を使用しています。
- ・保護者記入欄を除き、**事業所の方が記入してください。**
- ・自営業、自営業の協力者、親族経営の会社にお勤めの方は就労証明書以外に必要な書類があります。  
「06 入園申込みに必要な書類 (P.7~P.9)」を確認のうえ、必要書類も併せてご提出をお願いします。

### 就労証明書 (市指定様式)

清瀬市長 宛		就労証明書	
		証明日	西暦 2022 年 11 月 11 日
		事業所名	〇〇株式会社
		代表者名	代表取締役 〇〇〇〇
		所在地	東京都清瀬市〇〇〇
		電話番号	042 - 492 - 〇〇〇〇
		担当者名	〇〇〇〇
		記載者連絡先	042 - 492 - 〇〇〇〇
<p>下記の内容について、事実であることを証明いたします。  <b>※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成、又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。</b></p>			
No.	項目	記載欄	
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
2	氏名	タロウ 太郎	生年月日 年 月 日
3	本人住所	東京都清瀬市中里五丁目842番地	
4	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input checked="" type="checkbox"/> 有期 期間 2020 年 4 月 1 日 ~ 2023 年 3 月 31 日 <small>(無期の場合は雇用開始日のみ)</small>	
5	就労先事業所名	〇〇株式会社 〇〇営業所	
6	就労先住所等	就労先住所(所在地) 東京都〇〇区〇〇〇 通勤手段 <input checked="" type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄り( ) 就労先の最寄り( ) <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
7	就労先電話番号	●●●● - ●●●● - ●●●●	
8	就労時間(固定就労の場合)	一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
9	就労時間(変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input checked="" type="checkbox"/> 週間 180 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input checked="" type="checkbox"/> 週間 20 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)	
10	就労実績	※日数に有給休暇を含み、時数に休憩・湯室時間を含む 年月 2021 年 8 月 年月 2022 年 9 月 年月 2022 年 10 月 10 日/月 90 時間/月 20 日/月 180 時間/月 20 日/月 180 時間/月	
11	産前・産後休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
12	育児休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input checked="" type="checkbox"/> 取得済み 期間 2021 年 8 月 15 日 ~ 2022 年 8 月 31 日	
13	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input checked="" type="checkbox"/> 復職済み 2022 年 9 月 1 日	
14	育児のための短時間勤務制度利用有無	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 期間 2022 年 9 月 1 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 分)	
15	短時間勤務を取得している方も、入園選考の際は「9,10 就労時間」にて指数を決定します。		
保護者記載欄			
・新規採用等で就労実績がない方は、見込みをご記入ください。 ・「9,10就労時間」の雇用契約上の勤務日数、時間よりも大幅に実績が少ない場合、「17備考欄」にて、減少した理由を記入してください。		・「9,10 就労時間」は、固定就労と変則就労のどちらか該当する雇用契約上の時間を記入してください。(残業時間は含まない)。 ・変則就労で、いくつかのパターンでシフトが決まっている場合は、「17 備考欄」に各シフトの勤務時間を記入してください。 特にパターンが決まっていな場合は「11 就労実績」にある3か月分のシフト表を添付してください。	
児童名	生年月日	年 月 日	本人との続柄 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ( )
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 ( ) <input type="checkbox"/> 申込み中 ( )		

1 章

入園するまで

2 章

在園中の手続き

3 章

保育料

4 章

よくある質問

(参考資料)

## 1 産休・育休明けで申込まれる方

復職する月の1日からの入園申請ができます。

復職後、復職したことを証明する書類(市指定の復職証明書)を入園月の翌月10日までに提出する必要があります。

入園月内の復職ができない場合、**当月で退園**となります。

なお、選考の基準となった**就労証明書と復職時の勤務状況に相違がある場合**(入園申込書に記載した就労日数や時間と異なる場合や他の勤務先に転職した場合等)についても**内定及び入園決定の取り消し**又は入園月で**退園**となる場合があります。

みなし育休特例を利用している場合も同様となります。

## 2 保護者の出産で申込まれる方

産前産後の期間に上の子の入園申請をする場合は、入園期間は出産予定月及びその前後各2か月の**最長5か月以内**です。

出産後、引き続き在園することを希望される場合でも、**当該期間をもって退園**となります。

再度入園を希望される場合には、改めてお申込みいただき選考し直すため、再入園できるとは限りません。

## 3 入園後に出産予定の方

入園申込み時は就労等の別の事由で申込みをしていますが、入園月が出産月とその前後2か月に該当する場合は、「出産」事由での申込みとなります。上記「2 保護者の出産で申込まれる方」と同様の在園期間となるため、入園月時点で就労していたとしても**出産予定日の2か月後の月末で退園**となります。

再度入園を希望される場合には、出産以外の事由で新たにお申込みください(選考し直すため、再入園できるとは限りません)。

## 4 入園申込み時と入園内定(決定)後に就労状況等が変わった場合

申込み時点の就労状況等で入園選考を行っているため、転職・退職・勤務日数および時間の変更等をした場合、入園内定(決定)後に選考基準指数に変更が生じ、入園選考結果に影響がある場合には、**入園内定及び決定は無効となり再選考となります。**

なお、新規入園月から**3か月経過後の転職・退職・勤務日数および時間変更等による再選考は行いません。**

## 5 障害や慢性疾患があるお子様の入園について

受け入れ体制が整わない場合、空き状況に関わらず、入園できない場合があります。

よって、障害等の程度を適切に把握するための主治医の意見書(市指定様式)等が必要となります。

**集団保育での注意点、必要な支援内容に関すること**を**かかりつけ医等に記載**してもらい、提出してください。

なお、医療的ケア児の保育時間は原則平日8時30分～16時30分です。

他のお子様の保育時間に関しては入園後、園とご相談ください。

### 注 意 事 項

※受け入れ体制(設備・人員配置・利用児童等)によって保育実施の可否を決定させていただきます。

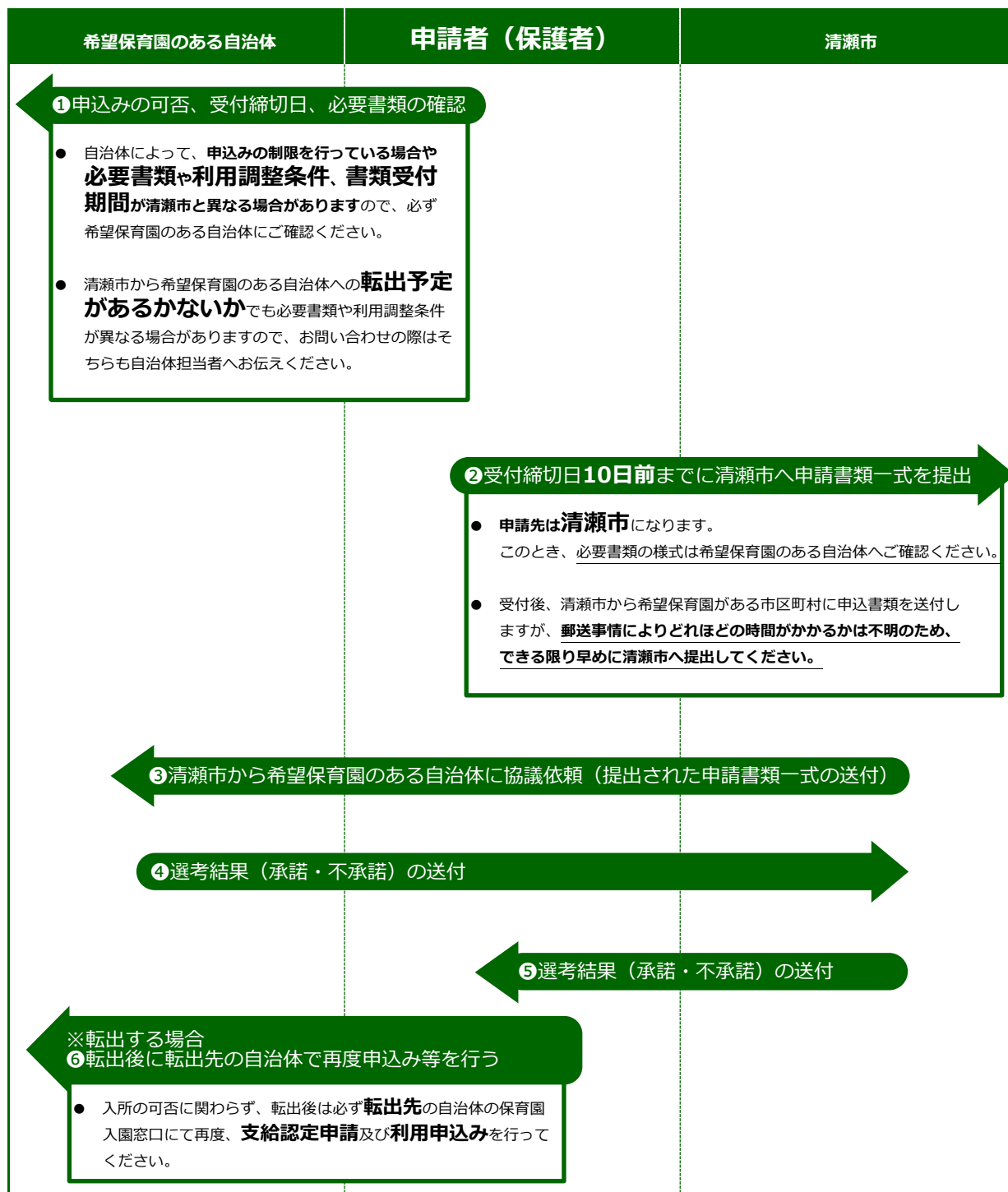
※申込みの際に申告がなかった場合は、内定が決まっても、受け入れができない場合があります。

そのような事態を未然に防ぐため、心身の発達に心配がある場合や医療的ケアが必要なお子様がいらっしゃる場合には、申請前にご相談ください。

※お子様の健康状況や医療的ケアの内容に変更が生じたこと等により保育の実施ができなくなることがあります。

清瀬市外の保育園への入園を希望される場合でも、申込み時点で住所が清瀬市にあれば、原則として清瀬市へ申請していただきます。

申請受理後、清瀬市から希望する保育園等のある自治体へ協議の申し入れを行います。



### 注 意 事 項

市内の保育園から市外の保育園の転園をご希望の場合、市内の保育園の転園と同様、**転園希望先の内定が出た場合には元の保育園には戻れません**のでご注意ください。

- 清瀬市民でない方が市内の保育園の入園を希望される場合は、原則居住市区町村から清瀬市へ協議を行いますので、申込み時点で住民票のある市区町村にて入園申込みの手続きを行ってください。
- 申込書、就労証明書等は、原則、清瀬市の様式でご提出ください。  
(居住市区町村を通して清瀬市の申込み期間中に書類が必ず到着するよう、お住まいの市区町村にご相談ください)

## 1 入園希望月までに清瀬市に転入予定がある場合

申込み時点で清瀬市外に住民票があっても入園希望日までに清瀬市に転入される場合、清瀬市民と同じ選考基準で利用調整を行います。居住市区町村を通して、以下の必要書類を提出してください。

### 必要書類

- ① 保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書 (ページ色)
- ② 保育の必要性を確認する書類 (P.7～P.9参照)
- ③ 住民税課税(非課税)証明書 (P.7参照)
- ④ 清瀬市に転入後の居住地の賃貸契約書又は売買契約書の写し
- ⑤ 転入に関する誓約書(清瀬市指定様式) (下記ウェブサイトからダウンロード可能)



清瀬市トップページ  
⇒ 「申請書ダウンロード」  
⇒ 「子育て・教育関係の申請書」  
⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」  
⇒ 「転入に関する誓約書」

なお、入園の可否に関わらず、清瀬市に転入後は、必ず清瀬市子育て支援課保育・幼稚園係窓口まで、お越しください。

## 2 入園希望月まで清瀬市に転入予定がない場合

入園選考は清瀬市民が優先のため、清瀬市民の利用調整(入園選考)後、欠員がある場合のみ利用調整を行います。その際、保護者の両方またはどちらかが清瀬市在勤の方を優先して利用調整を行います。

### 必要書類

- ① 保育園等入園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書 (ページ色)
- ② 保育の必要性を確認する書類 (P.7～P.9参照)

入園時期	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和5年4月入園(1次選考)	×	×	×	×	×	×
令和5年4月入園(2次選考)～令和5年7月入園	×	○	○	○	○	○
令和5年8月入園～令和6年3月入園	○	○	○	○	○	○

※上記以外にも保育園の空き状況、待機児童数の状況により一定の受入れ制限を行う場合があります

### 注意事項

下記に該当する場合は、利用申込みの受付をしておりません。

- 認定事由が求職となる方(保護者のいずれかが求職活動中の場合)
- 公立保育園への入園を希望する方

# 11 在園中のお手続きについて

- 在園中に家庭の状況等に変更があった場合、その内容に応じて申請をする必要があります。
- 保育の必要な事由や**保育必要量（短時間⇔標準時間）**が変更となる場合、下記に示す提出期限にかかわらず**20日まで**（20日が土日祝日の場合に直前の開庁日までに）に提出が確認されたものについては**翌月1日より適用**されます。  
**期日以降に提出された場合、翌々月からの適用となるため、翌月は延長保育料が発生する場合がありますのでご注意ください。**
- 就労で入園をした方が3か月以内に仕事に関する変更を行い、指数や優先順位が下がる場合、その時点で入園決定を保留とし、再選考を行います。その結果、継続が認められない場合にはその月末で退園になります。  
再度保育園等の利用を希望する場合は、もう一度改めて保育園等の入園申込をする必要があります。  
ただし、入所保留となっている方がいる場合がありますので、再入園できるとは限りません。

## 必要な書類のダウンロード及び電子申請

以下の保育施設に関する手続きに必要な書類のうち、清瀬市で発行している様式は以下のウェブページからダウンロードができます。また、電子申請可となっている手続きに関しては、以下のウェブページより電子申請が行えます。



清瀬市トップページ  
⇒ 「申請書ダウンロード」  
⇒ 「子育て・教育関係の申請書」  
⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

<https://www.city.kiyose.lg.jp/sinseisyodownload/kosodatesinseisyo/1005446.html>

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

## 保育施設の利用に関する手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

事由	必要な書類	提出期日	電子申請の可否	備考
退園する場合	退園届	退園する月の <b>10日まで</b>	○	期日を過ぎてから提出があった場合、翌月の保育料等の支払い義務が生じる場合があります。
1か月以上連続で欠席をする場合	長期欠席届	お休みに入る前	○	・長期欠席の期間は、最長3か月で、その後退園となります。 ・欠席の期間中も <b>保育料が発生します。</b>
転園を希望する場合	転園届	入園の申込と同様	○	・入園申込時と同様にいずれかの保育を必要とする事由に該当する必要があります(育児休業継続取得前提の新規入園を申込みない様に、転園も申込みません)。 ・ <b>転園の決定後、転園を辞退し元の保育園を継続することはできません。</b>
復職する場合	復職証明書	入園月の <b>翌月10日まで</b>	×	復職ができない、または「保育の選考基準指数(P.48)」が減少するような変更があった場合、入園は取消とし再選考となります。

家庭状況（保育必要量）の変更に関する手続き

事由	必要な書類	提出期限	電子申請の可否	備考
住所 氏名 電話番号 世帯員の変更	家庭状況変更届	変更後すぐに	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員の増減については、保育料の階層が変わる場合があります。</li> <li>・保育料の変更については、詳しくは「令和5年度 清瀬市利用者負担額基準額表（P.22）」をご参考ください。</li> <li>・市外に引越す場合は別途お手続きが必要です。次ページをご確認ください。</li> </ul>
退職	家庭状況変更届	退職日が決定次第 すぐに	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職後、求職活動を行う場合は退職した日の属する月の翌月から3か月の在園が認められています。</li> <li>・3か月以内に新しく就労を開始できない場合や、就労証明書を提出できない場合は退園となります。</li> <li>・求職活動中の事由での認定については、年度に2回までとなります。</li> </ul>
就職 (求職活動中の方)	家庭状況変更届 就労証明書	求職活動での 在園期間の最終月の 10日までに	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動での在園期間の最終月（退職した日の属する月の翌月から3か月目）については、10日までに必要書類が確認できない場合、その月末をもって退園となります。</li> <li>・就労が決まり、保育の必要量の変更が生じる場合でも期日までに提出が確認できない場合は、翌々月からの適用となるため、延長保育料が発生する場合がありますのでご注意ください。</li> </ul>
転職	家庭状況変更届 就労証明書	転職先が決定次第 すぐに	×	勤務先や就労の状況によって、別途追加で書類の提出を依頼する場合があります。
就労状況の 変更、異動、 移転など	家庭状況変更届 就労証明書	変更が決定次第 すぐに	×	勤務時間や日数が変更になった場合、保育の必要量が変わる場合があります。
1か月以上の 休職	家庭状況変更届 就労証明書 診断書	変更が決定次第 すぐに	×	<p>就労証明書の備考欄に事業者の認める休業期間を記入してください。</p> <p>なお、3か月以上の休職の場合、認定が疾病に切り替わります。 ※育児休業は除く</p>
出産 育休特例 みなし育休 特例	家庭状況変更届 就労証明書	出産・育休予定日が 決定次第すぐに	×	詳しくは「12 出産・育児休業を取得する時（P.20）」をご参考ください。
上記以外で 必要量を変更 したい場合	家庭状況変更届	保育必要量を 変更したい月の 前月20日まで	×	備考欄に保育必要量を変更したい理由を記載してください。 (内容によっては後日追加書類を求める場合がございます。)

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



- 就労で保育園等を利用している方が入園後に出産をし、育児休業を取得する場合、**最長で生まれたお子様が1歳になる年度末（令和4年4月1日～令和5年3月31日生まれのお子様だと、令和6年3月31日）まで**育児休業を取得しながら上のお子様の保育園等の利用を認めています。
- 雇用の状況等で育児休業を取得することができない場合でも、勤務先が一時的な休業や離職を認めていれば、**みなし育休特例**として育休特例と同様に最長で産まれたお子様が1歳になる年度末まで上のお子様の保育園等の利用を認めています。
- 当該制度の利用を希望する場合には、**休業や離職をする前まで**に清瀬市に必要書類を提出してください。

	育休特例	みなし育休特例
対象者	下記の条件を <b>すべて</b> 満たすことができる方 ① 入園後3か月を経過している ② 保育の認定事由を「就労」で受けている ③ 育児・介護休業法に基づく育児休業を取得することができる ④ 育児休業終了後、元の勤務先に復職することが確認できる	下記の条件を <b>すべて</b> 満たすことができる方 ① 入園後3か月を経過している ② 保育の認定事由を「就労」で受けている ③ 自営業や雇用形態により育児休業を取得することができない ④ 一時的な休業や離職を認めていることが確認できる ⑤ 休業や離職前と同等以上の条件で復帰（再契約）ができる
必要書類	・ <b>家庭状況変更届</b> ・ <b>就労証明書</b> <b>（育休期間と復職日の記載があるもの）</b>	・ <b>家庭状況変更届</b> ・ <b>就労証明書</b> <b>（備考に休業（離職）期間と復職日の記載があるもの）</b>
保育認定	保育の必要性の事由は「 <b>育児休業</b> 」となり、保育必要量は <b>短時間</b> 認定になります。	
認定期間	下記①②のうち、 <b>どちらか短い方</b> （※期間終了後の認定は「就労」となります） ① 出産後2か月後の翌月1日から「生まれたお子様が1歳になる年度末まで」 ② 「勤務先が指定する休業（離職）期間」	
退園になる場合	期間終了後、生まれたお子様の保育施設を確保できていない場合	・期間終了後、生まれたお子様の保育施設を確保できていない場合 ・休業（離職）前の勤務先に復帰できない場合 ・休業（離職）前の勤務状況と同等以上でない場合

※転園月中に復職をする方を除き、この特例を取得している方の転園の申込みはお断りしております。

他の市区町村に転出しても、継続して現在在園中の清瀬市の保育園等を利用できます。

その場合には必ず下記のお手続きを行ってください。**手続きがない場合には清瀬市内保育園等の利用は終了となります。**

### ① 転出日までに清瀬市へ退園届の提出

当初の入園申込みが清瀬市民として申し込まれているため、継続利用を希望していても、退園届を提出していただく必要があります。その退園届に「継続希望」であることを記載のうえ、提出してください。

### ② 転出後、すみやかに転出先の自治体へ入所手続きの申請

- 転出後、すみやかに転出先の市区町村で、転出先の市区町村の住民として入園手続（引き続き清瀬市の保育園等に通園するための入所手続）をしてください。
- 入所手続には就労証明書等、保育を証明する書類の提出が必要になります。余裕をもってご用意いただきますようお願いいたします。

※ **転出後の保育料等は転出先の市区町村の基準額に変更となります。**



- 0～2歳児クラスは、**保育の必要性**および**世帯（保護者全て）の市町村民税所得割課税額**の合計に基づき、**清瀬市利用者負担額基準額表**（P.22）によって保育料を決定します（9月に保育料算定根拠の切り替えがあります）。
- 所得割額のみ非課税の場合、均等割額で決定します。  
所得割・均等割が非課税で、生計を一にする同居親族がいる場合、同居親族の市町村民税所得割課税額の合計で決定します。  
（同居親族が別世帯（世帯分離）であっても、住居が同一であれば同居親族とみなします）

算定期間	令和5年								令和6年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定根拠	① 保育の必要性（保育標準時間／保育短時間） ② 世帯の令和4年度 市町村民税所得割課税額の合計額					① 保育の必要性（保育標準時間／保育短時間） ② 世帯の令和5年度 市町村民税所得割課税額の合計額						

以下の控除の適用前の所得割課税額で算定します。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ① 寄附金控除額          | ④ 配当所得控除額     |
| ② 外国税控除額          | ⑤ 住宅借入金等特別控除額 |
| ③ 配当控除・株式等譲渡所得控除額 |               |

- 3～5歳児クラスは、令和元年10月より始まった幼児教育・保育無償化により、保育料は**無償**となります。ただし、延長保育料やその他の実費（食材料費等）は無償化の対象外のため、費用がかかります。

### 多子世帯の負担軽減について

同一世帯に生計を一にするお子様が複数いる場合は、年齢に関わらず、保育料軽減の算定対象人数となり、0～2歳児の保育料につきましては第2子が半額、第3子以降が無償となります。

ただし、下記の世帯については申請が必要となります。

- (例) ・別居しているが同一世帯内のお子様がいる世帯  
・同一世帯で障害児施設等に在籍しているお子様\*がいる世帯 など

\*障害児施設等に在籍しているお子様とは  
学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校に在籍する児童  
児童福祉法第6条の2の2に規定する児童発達支援又は医療型児童発達支援を受ける小学校就学前児童  
児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に在籍する小学校就学前児童

### 保育料の減免について

利用者負担額の変更は、現年度内に限り遡及して適用します。ただし、偽りその他不正の行為により階層区分認定を受けたときは、当該年度に限らず階層区分の変更を遡及して行う場合があります。

- (例) ・年度途中で生活保護を受けることになる、または生活保護を受けなくなった場合  
・死亡や離婚、婚姻等により家庭状況が変わった場合  
・居住する家屋等が、災害等により著しく損害を受けた場合  
・同一世帯で新たに障害手帳等の交付を受けた場合 など

提出書類

① 家庭状況変更届

② 変更事由が確認できる添付書類（生活保護受給証明書、戸籍謄本、罹災証明など）

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

## 令和5年度 清瀬市利用者負担額基準額表

世帯の市町村民税課税所得割額 による階層区分		保育標準時間			保育短時間		
		第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	均等割のみ課税世帯	4,300 (2,150)	2,150 (0)	0	4,100 (2,050)	2,050 (0)	0
D1	1円 以上 10,000円 未満	5,000 (2,500)	2,500 (0)	0	4,800 (2,400)	2,400 (0)	0
D2	10,000円 以上 13,400円 未満	5,700 (2,850)	2,850 (0)	0	5,400 (2,700)	2,700 (0)	0
D3	13,400円 以上 16,000円 未満	6,400 (3,200)	3,200 (0)	0	6,100 (3,050)	3,050 (0)	0
D4	16,000円 以上 20,400円 未満	7,100 (3,550)	3,550 (0)	0	6,800 (3,400)	3,400 (0)	0
D5	20,400円 以上 36,000円 未満	7,800 (3,900)	3,900 (0)	0	7,400 (3,700)	3,700 (0)	0
D6	36,000円 以上 48,600円 未満	8,500 (4,250)	4,250 (0)	0	8,100 (4,050)	4,050 (0)	0
D7	48,600円 以上 57,700円 未満	10,600 (5,300)	5,300 (0)	0	10,200 (5,100)	5,100 (0)	0
D8	57,700円 以上 66,000円 未満	12,700 (6,350)	6,350 (0)	0	12,200 (6,100)	6,100 (0)	0
D9	66,000円 以上 77,101円 未満	14,900 (7,450)	7,450 (0)	0	14,400 (7,200)	7,200 (0)	0
D10	77,101円 以上 97,000円 未満	17,100	8,550	0	16,500	8,250	0
D11	97,000円 以上 115,000円 未満	20,000	10,000	0	19,300	9,650	0
D12	115,000円 以上 133,000円 未満	23,000	11,500	0	22,200	11,100	0
D13	133,000円 以上 151,000円 未満	26,000	13,000	0	25,100	12,550	0
D14	151,000円 以上 169,000円 未満	29,000	14,500	0	28,000	14,000	0
D15	169,000円 以上 191,000円 未満	31,600	15,800	0	30,700	15,350	0
D16	191,000円 以上 213,000円 未満	34,200	17,100	0	33,200	16,600	0
D17	213,000円 以上 235,000円 未満	36,800	18,400	0	35,800	17,900	0
D18	235,000円 以上 257,000円 未満	39,400	19,700	0	38,300	19,150	0
D19	257,000円 以上 279,000円 未満	42,100	21,050	0	40,900	20,450	0
D20	279,000円 以上 301,000円 未満	44,800	22,400	0	43,500	21,750	0
D21	301,000円 以上 325,000円 未満	46,500	23,250	0	45,200	22,600	0
D22	325,000円 以上 349,000円 未満	48,200	24,100	0	46,900	23,450	0
D23	349,000円 以上 373,000円 未満	49,900	24,950	0	48,600	24,300	0
D24	373,000円 以上 397,000円 未満	51,600	25,800	0	50,200	25,100	0
D25	397,000円 以上 423,000円 未満	53,600	26,800	0	52,200	26,100	0
D26	423,000円 以上 449,000円 未満	55,600	27,800	0	54,100	27,050	0
D27	449,000円 以上	57,600	28,800	0	56,100	28,050	0

※0～2歳児クラスの保育料（食材料費込み）になります。

3～5歳児クラスの保育料は無償です（ただし、食材料費や延長保育料などは別途発生します）。

### 備 考

- この表における年齢区分の適用に当たっては、子どものための教育・保育給付に係る保育が開始された日の属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする。
- この表において市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯において、次に掲げる各号のいずれかに該当する世帯については、同階層の（ ）内に掲げる基準額を適用する。
  - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のみで現に児童を扶養している者の属する世帯
  - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
  - 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
  - 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困難していると市長が認める世帯
- この表において教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する特定被保護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被保護者等をいう。）のうち最年長の者（以下この項において「第1子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは、この表に掲げる第1子の金額、第1子を除く最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは、この表に掲げる第2子の金額、第1子及び第2子以外の子どもについては、第3子以降の金額とする。
- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額とする。ただし、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定を適用しないものとする。
- この表において、保護者等が市民税の賦課期日現在、指定都市の区域内に住所を有するときは、これらの者を指定都市区域外に住所を有するものとみなして、利用者負担額に係る市民税所得割額を算定するものとする。この場合において当該所得割額の算定に当たり、指定都市において算出した市民税所得割額に8分の6を乗じた額をもとに利用者負担額を決定することができる。

## (参考) 保育料の算定方法(清瀬市民の場合)

(1) 毎年5月から6月ごろに届く、

① **会社員の方** (特別徴収で市都民税を納めている方)

→ 会社から渡される「**給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)**」

② **自営業等の方** (普通徴収で市都民税を納めている方)

→ 清瀬市より送付される「**市民税・都民税税額決定通知書**」をお手元にご用意ください。

### ① 会社員の方 (特別徴収で市都民税を納めている方)

税額控除前所得割額④	(A)
税額控除額⑤	(B)
所得割額⑥	
均等割額⑦	

#### 市民税所得割額

$$= (A) - (B) + \text{調整控除以外の税額控除額}^{\ast}$$

- ※ 「調整控除以外の税額控除額」とは、
- ・寄附金控除額
  - ・配当所得控除額
  - ・外国税額控除額
  - ・住宅借入金等特別控除額
  - ・配当控除額・株式等譲渡所得控除額

(給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用))

### ② 自営業等の方 (普通徴収で市都民税を納めている方)

	市民税
税額控除前所得割額	(C)
調整控除	(D)
配当控除	
住宅借入金等特別控除	
寄附金税額控除	
外国税額控除・税額調整額	
配当所得又は株式等譲渡所得割額の控除	

#### 市民税所得割額

$$= (C) - (D)$$

(市民税・都民税税額決定通知書(綴りの3枚目))

(2) 保護者ごとの市民税所得割額を合算し、前ページの「令和5年度清瀬市利用者負担額基準額表」にあてはめてください。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

## 15 延長保育とその費用について

保護者の勤務時間、通勤時間などにより利用可能な時間帯以降に保護者が保育にあたることができないお子様を対象として、保護者の勤務時間や通勤時間等の事情に応じて、通常保育の預かり時間前後に延長保育を実施しています。

	公立保育園	私立保育園
実施時間	保育標準時間 18:00 ~ 19:00	それぞれ、園によって異なるため、 <b>「23 認可保育施設一覧 (P.36)」</b> をご確認ください。
	保育短時間* 07:00 ~ 08:30 16:30 ~ 18:00 <small>*保育短時間で延長保育を利用している場合、利用可能な時間は原則1日最大90分となります。</small>	
申込み方法	入園決定後、延長保育申込書を直接保育園にご提出ください。	
免除要件等	令和5年度清瀬市利用者負担額基準額表(P.22)のA階層及びB階層に該当する場合、申請により免除できます。	
料金	下表をご参照ください。	

(参考) 公立保育園の場合の延長保育料

	07:00 ~ 08:30	16:30 ~ 18:00	18:00 ~ 19:00	(月の上限額)
保育標準時間	-	-	500円/日	2,500円/月
保育短時間	250円/30分	250円/30分	-	3,700円/月

## 16 食材料費について

- 3～5歳児クラスまでのお子様につきましては、保育園で提供する給食に係る食材料費をお支払いいただきます。  
(0～2歳児クラスまでのお子様につきましては、保育料に含まれていますので、別途お支払いの必要はございません)
- 納入金額・納入方法・納入期限等は園によって異なりますので、各園にお問い合わせください。  
(「23 認可保育施設一覧 (P.36)」をご確認ください)

(参考) 公立保育園の場合の食材料費

主食費	副食費	計
700円/月	4,500円/月	5,200円/月

### 食材料費の免除について

下記①②のいずれかに該当する場合は食材料費が免除となります。

- ① 利用者負担額基準額表における階層が **D7 階層**までの世帯 (P.22 備考2に該当する場合は **D9 階層**まで)
- ② **第3子以降**のお子様  
→ 「世帯の**小学校就学前のお子様のみ**で数えて、第3子以降」となります。

ただし、保育料の減免に同じく、申請が必要となる場合があります (詳しくは「14 保育料について (P.21)」をご参照ください)。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



- 清瀬市トップページ
- ⇒ 「子育て」
- ⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」
- ⇒ 「保育園」
- ⇒ 「保育料の決定と納入方法」

こちらに掲載されているものは、清瀬市ウェブサイトでも「保育料の決定と納入方法」のページに掲載しておりますので、そちらもご確認ください。

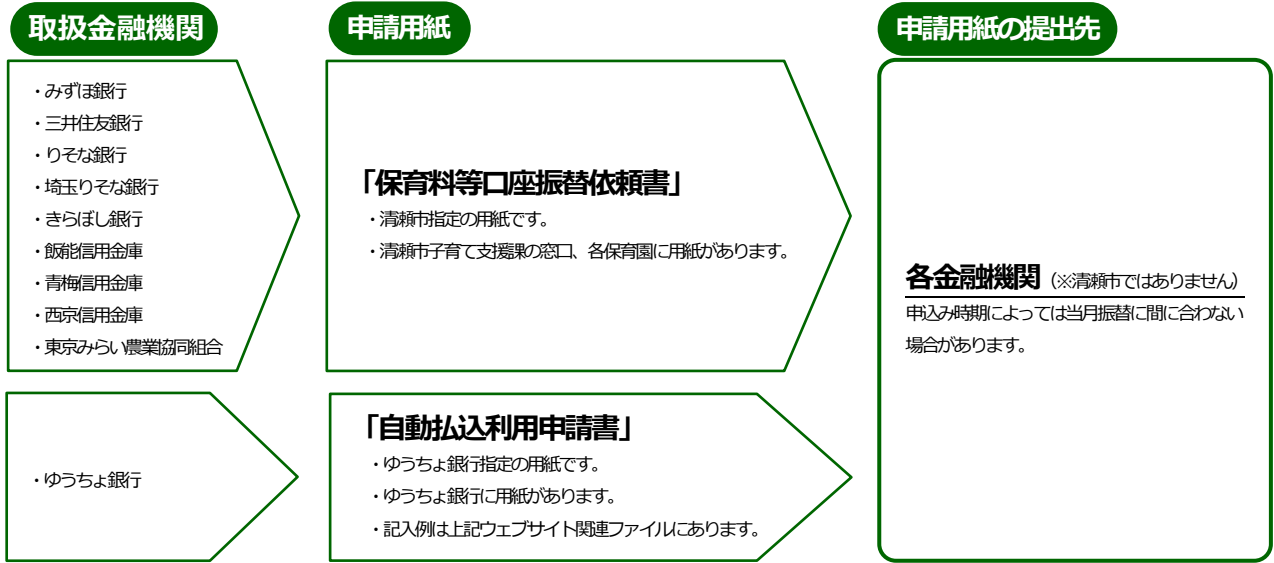
# 17 保育料等のお支払い方法について

**原則、口座振替による納入をお願いいたします。**  
また、保育施設によって納入期限・納入方法が異なりますのでご注意ください。

## (保育料)

	認可保育所	認定こども園・地域型保育施設
納入期限	<b>原則、当月の末日</b> <small>(土日祝日の場合は金融機関の翌営業日、12月分は25日前後です)</small>	
納入方法	<b>① 口座振替</b> 公立園のみ、延長保育料、食料費も振替対象となります。 <small>最初に登録手続きが必要となります(下記参照)。            なお、残金不足等により振替日に振替できなかった場合、納付書を送付します。</small>  <b>② 納付書</b> 以下の場合に、保育園を通じて送付します。 <small>・口座振替の登録が済んでいない方            ・残金不足等により引き落としが出来なかった方</small>	<b>直接、園にお支払となります。</b> <small>(お支払方法等については、各施設にお問い合わせください)</small>

口座振替を登録される場合、下記のとおり、取扱金融機関によって申請用紙が異なりますのでご注意ください。



## 注意事項

- クラスは通年制ですので、お子様が誕生日を迎えても年度内に保育料の年齢区分が変わることはありません。
- 利用者負担額(保育料)は1か月単位ですので、月の初日に保育施設に在園している場合は、1か月分の利用者負担額(保育料)がかかるため、月の途中で退園しても日割りにはなりません。
- 長期欠席期間中でも保育料はかかります。
- 市内の私立保育園に在園の場合、保育料は清瀬市で、延長保育や給食などの実費は各保育園で徴収となります。  
それぞれ別々のお支払先・お支払い方法となるためご注意ください。

## 滞納された場合

- 正当な理由なく滞納が続いたときは、法令の規定により滞納処分を受ける場合があります。
- 保育料等に滞納のある世帯については、兄弟姉妹の入園申込み時に選考指数から減点を行います。

1章 入園するまで  
 2章 在園中の手続き  
 3章 保育料  
 4章 よくある質問  
 (参考資料)





清瀬市トップページ  
 ⇒ 「よくある質問」  
 ⇒ 「子育て・教育」  
 ⇒ 「子育て（未学児）」  
 ⇒ 「認可保育所」

Q1

申込み時点で仕事をしていないと、保育園等の申込みはできないのですか？

- 仕事を探すために「**求職**」事由での申込みが可能です。ただし、点数は15点となります。また就労先が内定しているという方は「**内定**」としての申込みとなります。
- 「**求職**」事由で入園決定となった場合は、3か月間の期限付きの入園となりますので、入園後3か月以内に就労を開始してください。  
 新しい就労先の「**就労証明書**」を清瀬市に提出されれば、審査の上で、引き続き在籍することが可能になります。  
 ※ 入園した月の翌々月の10日まで（10日が土・日・祝の場合は、直前の開庁日）に「**就労証明書**」をご提出いただけない場合は、入園した月の翌々月末をもって退園となります。
- 「**内定**」で申込みされる場合は、「**勤務予定先の就労証明書**」もしくは「**内定証明書**」（就労日数、就労時間が分かるもの）を提出してください。

A1

Q2

出産事由での入園を希望しています。入園後に就労することを考えていますが、引き続き在籍することは可能ですか？

- 出産事由で入園された場合には、**当初の保育期間（出産予定月とその前後2か月）終了後に必ず退園となり、就労を開始しても引き続き在園することはできません。**  
 ※ 再入園を希望する場合は、改めて別の要件での入園申込みが必要になります。

A2

Q3

現在、上の子が保育園に在園していて、下の子を8月に出産予定です。その場合、上の子はすぐに退園しなければならないのでしょうか？

- 出産予定月の前後2か月（例：8月出産の場合、6月1日～10月31日まで）の在園を認めています。その後、①育児・介護休業法に基づく**育児休業を取得**し、②在園の保育園に継続して在籍する場合に、下の子が満1歳を迎える年度の年度末（3月末日）まで、上の子の在籍を認めています。  
 ※ 育児・介護休業法に基づく育児休業を取得できない職種の場合でも、**みなし育休特例**として、在園の保育園に継続して在籍する場合に、下の子が満1歳を迎える年度の年度末（3月末日）まで、上の子の在籍を認めています。  
 詳しくは「12 出産・育児休業を取得する時（P.20）」をご確認ください。

A3

Q4

育児休業の延長のために保育園の申込みをする場合には、どのように申込みばよいですか？

- 保育園等の入園申込みは、入園するつもりが無いのであれば申込みはできませんので、記入した園に入園することを前提に受付いたします。  
 なお、**保育園に入園内定が決まった後に内定を辞退された場合、辞退した入園月から6か月間、-5点の保育調整指数で選考します**ので、ご注意ください。  
 ※ 育児休業の延長の方法については、勤務先またはハローワークにご相談ください。

A4

Q5

「求職要件」で入園し、入園月に就労を開始しました。  
就労時間・日数は標準時間に該当しますが、書類を提出すれば、就労を開始した  
月から標準時間に変更できますか？

- 就労を開始し、短時間から標準時間に変更したい場合には、①**家庭状況変更届**、②**就労証明書**の提出が必要になります。
- 毎月、20日までに提出があった場合に翌月からの切り替えとなります。  
そのため、入園月の20日までに①と②を提出していただくと入園月は就労時間、翌月から標準時間となります。  
20日以降に提出された場合、翌々月からの切り替えとなります。

A5

Q6

「求職要件」で入園しましたが、3か月以内に就労を開始することができない  
可能性があります。  
一度退園になるようですが、再度「求職要件」で申込みはできますか？

- **求職中での申込みは年度内に2回までとさせていただきます。**  
ただし、一度退園となり再選考になりますので、確実に再入園ができるとは限りません。

A6

Q7

希望する保育園の空き情報を確認したところ、空き状況（欠員数）が0のよう  
でしたが、それでも申請はできますか？

- **申請できます。**  
毎月、月末に各園の翌月1日時点の空き情報を以下のウェブページにて掲載しておりますが、それから入園選考までの期間に退園・転園などの理由で急遽空きができる場合もありますので、希望順にご記入ください。  
※以下のウェブページは令和4年度のもので、令和5年度は最新のものをご確認ください。



清瀬市トップページ  
⇒ 「子育て」  
⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」  
⇒ 「保育園」  
⇒ 「令和4年度 認可保育園・認定こども園・  
地域型保育所 定員空き情報」

A7

Q8

各保育園の倍率と入園選考時の自分の指数と順位を知りたいのですが。

- **保育園ごとの倍率を算出していません。**
- 入園選考時の指数と順位についてもお答えできません。

A8

Q9

指数は、だいたいいくつくらいあれば入園できますか？

- 入園選考では、申込みされた方それぞれの提出書類等をもとにあらかじめ指数化しておき、その上で指数の合計値が大きい方から順に入園先を決めていきます。  
ですので、**入園選考ごとに異なり、決まった値もありません。**

A9

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



Q10

保育園の入園申込みは先着順ですか？ 待機児童としての期間は考慮されますか？

- 先着順ではなく、「24 清瀬市保育園入園選考基準 (P48、P49)」による**指数で決定します**。  
また、待機児童として登録されていた期間についても指数に反映されないため利用調整に影響しません。

A10

Q11

保育園の希望順位は入園選考結果に関係しますか？

- 「24 清瀬市保育園入園選考基準 (P48、P49)」による指数の高い順に希望の保育園に内定します。希望順位より**指数を優先**するため、第1希望だけで先に選考をするわけではありませんのでご注意ください。  
そのため、入りたい順に第6希望まで記入すると、複数の保育園に入れる場合において希望順位の高い園に内定します。  
また、希望園に第1希望だけを記入しても、優先されることはありません。

A11

Q12

空き枠が多い園を第一希望にした方が入園に有利となりますか？  
また、申込みが早い方が有利となりますか？

- 入園選考は、申込みされた方それぞれの提出書類等をもとにあらかじめ指数化しておき、その上で指数の合計値が大きい方から順に、第一希望園に空き枠があれば第一希望園に、空き枠がなければ第二希望園に……という順序で入園先を決めていきます。  
そのため、指数の大小が重要であり、**希望順位によって有利に働くということはありません**。  
また、**申込み受付の日付によつての優劣はありません**。  
ただし、**締切直前の提出ですと、書類不備等があった場合は二次選考（毎月の選考の場合、翌月選考）となることもありますので、十分に注意してください。**

A12

Q13

現在在園している保育園から清瀬市内の別の園へと転園を考えています。  
手続きはどのようにすればよいのでしょうか？

- 「**保育園等変更申込書（移行願い用）**」を提出していただく必要があります。  
清瀬市子育て支援課まで取りにお越しいただくか、以下のウェブページでダウンロードもしくは電子申請していただき、**毎月10日（土日祝の場合は直前の開庁日）まで**に提出していただくと、翌月からの選考の対象になります。  
※ 有効期間は6か月間となります(10月以降の場合は翌年3月まで)。  
翌年度4月以降も転園を希望される場合には、4月入園申込みの期間に再度申請を行ってください。  
※ 有効期限が切れる時期にお知らせなどは行っておりませんので申込みの際に有効期限を控えていただくようお願いします。
- **内定が出た場合には、元の園には戻ることができない**ため、転園の希望がなくなった場合には、申請の取下をしていただきますようお願いいたします。

A13



清瀬市トップページ  
⇒ 「申請書ダウンロード」  
⇒ 「子育て・教育関係の申請書」  
⇒ 「保育・幼稚園に関する申請書」

1章	入園するまで
2章	在園中の手続き
3章	保育料
4章	よくある質問
	(参考資料)

**認定証が届きましたが、保育施設を利用できるということですか？**

Q14

- 認定証は「**保育の必要性（必要量）**」を認定したもののなので、**それだけで保育施設が利用できるわけではありません。**

利用調整（入園選考）を経て利用決定となった場合に、利用できるようになります。

※ 入園が決まると、清瀬市から「**入園承諾書**」を送付します。

A14

**内定通知が届きましたが、諸事情により、辞退したいのですが。**

Q15

- **速やかに子育て支援課まで保育園入園内定取下げ申請書の記入にお越しいただくか、ウェブサイトより電子申請をお願いいたします。**
- 利用開始日以降に提出された場合は、登園の有無にかかわらず、**月単位で保育料等がかかります。**

また、6か月以内に入園申込みをされた際に**-5の指数調整が入ります**ので、ご注意ください。

A15

**「就労要件」で入園したものの、家庭の事情により入園後まもなく会社を辞めることとなりましたが、いつまで在籍が可能ですか？**

Q16

- 会社を辞めた場合、入園選考時に算定した指数と乖離することが予想されます。そこで清瀬市では、**入園後から3か月以内の離職・転職をできる限り行わない**ようお願いしているところであり、その事実が確認された場合には、入園内定等及び決定は無効となり、現時点での指数を再算定し、再選考を行います。

A16

**現在、子どもは幼稚園に通っているのですが、夏休みや土曜日などに保育園の一時預かりを利用することは可能でしょうか？**

Q17

- **可能です。**  
ただし、幼稚園に在園している場合には、預かり保育の無償化は幼稚園で行われる預かり保育のみ対象となるので、**利用に応じた実費額をお支払いいただくこととなります。**

A17

**紙おむつなどの荷物を極力減らしたいのですが、利用できるサービスはありますか？**

Q18

- 公立保育園全園と一部の私立保育園で紙おむつとお尻ふきの定額サービス「**手ぶら登園**」を導入しています。  
また、令和5年4月から公立保育園でコットカバーやエプロンなどのレンタルサービスを導入予定です。  
ご利用いただくことで保護者の方の負担も軽減されるほか、保育士もより多くの時間をお子さんと向き合う時間に割くことができます。

A18



清瀬市トップページ  
 ⇒ 「子育て」  
 ⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」  
 ⇒ 「保育園」  
 ⇒ 「保育園での一時預かり」

こちらに掲載されているものは、清瀬市ウェブサイトでも「保育園での一時預かり」のページに掲載しておりますので、そちらもご確認ください。

# 19 一時預かりの利用について

保育園で一時的にお子様をお預かりする制度です。  
 お申し込みの理由はどのようなものでも構いません。  
 清瀬市では、大きく **2つ** に分類されます。

## ① 清瀬市内認可保育園の空き定員枠で実施する一時預かり（余裕活用型）

	公立保育園	私立保育園
利用対象	清瀬市内在住者のみ	
申込み方法	それぞれの実施保育園へ直接お問い合わせください	
実施保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1保育園</li> <li>・第3保育園</li> <li>・第7保育園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清瀬駅前保育園</li> <li>・清瀬上宮保育園</li> <li>・中清戸保育園</li> <li>・のしお一丁目保育園</li> <li>・メリーポピンズ清瀬ルーム</li> <li>・メリーポピンズ松山ルーム</li> <li>・ピッコロルーム</li> <li>・あいあいちびっごルーム</li> </ul>
利用料	1日1,000円	園によって異なるため、それぞれの実施保育園へ直接お問い合わせください。
利用時間	8時30分～17時00分 (原則平日のみ)	

1章 入園するまで  
 2章 在園中の手続き  
 3章 保育料  
 4章 よくある質問 (参考資料)

## ② 専用の部屋で実施する一時預かり

- **きよせ保育園、すみれ保育園、清瀬どろんご保育園、中里どろんご保育園**の4園で行っております。  
 お申込みや料金等については、それぞれの実施保育園へ直接お問い合わせください。
- 各園とも定員は10名程度です。

園名	きよせ保育園 (042-491-1301)	すみれ保育園 (042-493-0509)	清瀬どろんご保育園 (042-494-8166)	中里どろんご保育園 (042-497-8718)
利用時間	08:30～17:00 (1日) 08:30～12:30 (半日)	08:30～17:00 (1日) 08:30～12:30 (半日) 12:30～17:00 (半日)	07:00～20:00	07:00～20:00
休園日	土日祝日・年末年始 その他園で定める日	日祝日・年末年始 その他園で定める日	日祝日・年末年始 その他園で定める日	日祝日・年末年始 その他園で定める日

## 病児保育

病気や怪我のため保育園や幼稚園、小学校に通えないお子様をお預かりいたします。

利用には、**事前登録が必要**です。

- 実施場所
- 定員
- 対象
- 利用時間
- 休業日
- 利用料

### 武蔵野総合クリニック 「病児保育室 チルチルミチル」

3名

生後2か月 から 小学4年生 までの病児

月～土) 9時00分～17時00分(18時まで延長可能)

武蔵野総合クリニックの臨時休業日

	(内 訳)	(市内在住の方)	(市外在住の方)
・ 登録料		なし	4,000 円
・ 1時間 (5時間以上は1日料金)		500 円	1,200 円
・ 1日 (5時間以上17時00分まで)		2,500 円	6,000 円
・ 延長料 (30分につき)		300 円	800 円
・ 更新料 (年度毎、2人目以降1,000円)		2,000 円	2,000 円

※くわしくは、**チルチルミチル ( 090-9809-4150 )** にお問い合わせください。

## 病後児保育

病気の回復期で集団生活復帰への心配がある、あと数日どこかで見てほしい等のお子様を、専用のお部屋でお預かりいたします。

利用には、**事前登録が必要**です。

- 実施場所
- 定員
- 対象
- 利用時間
- 利用料

### きよせ保育園 「病後児保育室 ひまわり」

最大4名/1日あたり (お受けするお子様の年齢や症状に応じてその日の受入れを制限する場合があります)

市内在住の 満1歳 から 小学3年生 まで (市内在勤者の場合は要相談)

月～金) 8時30分～17時30分

	(内 訳)	
・ 1時間 (6時間以上は1日料金)		500 円
・ 1日 (食事代を含む)		3,000 円
・ 食事代 (昼食代)		200 円
・ 食事代 (おやつ)		100 円

※くわしくは、**きよせ保育園 ( 042-491-1301 )** にお問い合わせください。

お問い合わせ等は、**各施設へ直接**お願いいたします。

### 認証保育所

- 施設名 | 清瀬プチ・クレイシュ
- 所在地 | 清瀬市松山2-2-5 ライオンズマンション清瀬駅前通り1F
- 電話番号 | 042-493-3228
- 設置者 | 株式会社 こどもの森グループ

### 企業主導型保育所

- 施設名 | 保育室あおいとり
- 所在地 | 清瀬市元町1-8-31
- 電話番号 | 080-9813-2803
- 設置者 | 医療法人社団 順洋会 武蔵野総合クリニック

### 市内の民間保育施設等

#### NPO法人 ウイズアイ

- **子育て支援の家 あいあい**
  - 所在地 | 清瀬市梅園2-2-29 ラー梅園1F
  - 電話番号 | 042-452-9765
- **子育て支援の家 ひまわり**
  - 所在地 | 清瀬市下清戸1-212-4 (コミュニティプラザひまわり内)
  - 電話番号 | 042-497-9567
- **子育て支援の家 どんぐりルーム**
  - 所在地 | 清瀬市下宿2-524-1 (下宿地域市民センター内)
  - 電話番号 | 042-452-9765

#### NPO法人 子育てネットワーク・ピッコロ

- **ファミリー・サポートきよせ** (一時助かり、病児・病後児保育、お泊り保育)
  - 所在地 | 清瀬市元町2-18-10 1F
  - 電話番号 | 042-492-1139
- **ピッコロ** (24時間対応一時助かり)
  - 所在地 | 清瀬市元町2-18-10 1F
  - 電話番号 | 090-8304-1076

#### インターナショナル キャタピラーキッズ

- 所在地 | 清瀬市松山1-16-5
- 電話番号 | 080-2555-4692

#### SHINING HEARTS

- 所在地 | (事務所) 清瀬市元町2-7-8
- 所在地 | (保育室) 清瀬市松山2-18-4
- 電話番号 | 070-5023-3318

## 私立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号	通常の教育時間	平日の預かり保育時間
清瀬ひかり幼稚園	旭が丘 2-5-3	042-491-2218	9:00~14:00	7:30~18:30
清瀬たから幼稚園	下清戸 5-791-14	042-492-2222	9:00~14:00	7:30~18:30
清瀬ゆりかご幼稚園	中里 5-561	042-491-1824	9:30~13:30	7:30~18:30
清瀬富士見幼稚園	中里 4-1158-5	042-491-7603	9:00~14:00	7:30~18:00
きよせ幼稚園	上清戸 2-5-43	042-492-5213	9:00~14:00	7:30~18:30
清瀬しらうめ幼稚園	野塩 1-340	042-491-3197	9:00~14:00	7:30~18:30
東星学園幼稚園	梅園 3-14-47	042-493-3241	9:00~14:00	8:00~19:00

幼稚園の所在地は、次ページの「22 清瀬市保育園等案内図」をご参考ください。  
詳細は以下のウェブページをご参照ください。



### 清瀬市トップページ

- ⇒ 「子育て」
- ⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」
- ⇒ 「幼稚園」
- ⇒ 「市内幼稚園一覧」

## 幼稚園・認定こども園の補助金について

幼稚園または認定こども園については、補助金の対象になる場合がございます。  
詳細は以下のウェブページをご参照ください。



### 清瀬市トップページ

- ⇒ 「子育て」
- ⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」
- ⇒ 「幼稚園」

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

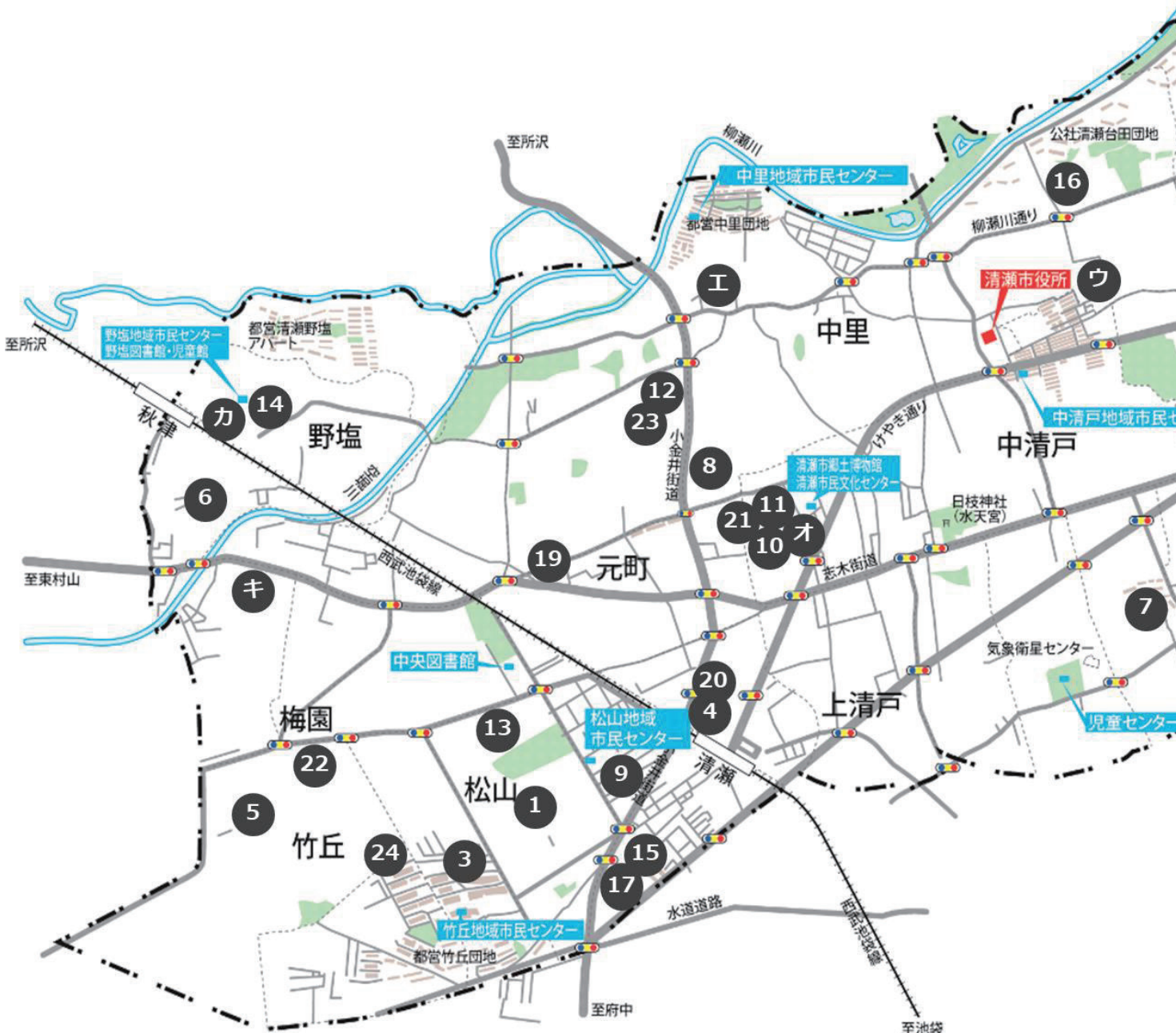
(参考資料)





市民体育館  
下宿地域市民セ

- 1章 入園するまで
  - 2章 在園中の手続き
  - 3章 保育料
  - 4章 よくある質問
- (参考資料)







### ● 公立保育園

(名称)	(所在地)	(電話)
① 第1保育園	松山3-1-73	042-491-0152
② 第3保育園	旭が丘3-755-1	042-492-5600
③ 第7保育園	竹丘1-15-11	042-492-4616

### ● 私立保育園

(名称)	(所在地)	(電話)
④ 清瀬駅前保育園	元町1-604 (以下未定)	042-492-4185※
⑤ 清瀬上宮保育園	竹丘3-8-1	042-492-4015
⑥ のしお保育園	野塩5-249	042-493-4550
⑦ 中清戸保育園	下清戸1-21-3	042-494-1772
⑧ すみれ保育園	中里3-1731-8	042-493-0509
⑨ すみれ保育園分園	松山2-2-15 清瀬テイルム	042-495-4145
⑩ きよせ保育園	上清戸2-5-40	042-491-1301
⑪ きよせ保育園分園	上清戸2-6-6	042-497-3047
⑫ せせらぎ保育園	中里1-1704	042-497-9777
⑬ 清瀬どろんこ保育園	松山3-1-24	042-494-8166
⑭ のしお一丁目保育園	野塩1-322-1	042-492-1411
⑮ メリーポピンズ清瀬ルーム	松山1-40-2	042-497-1692
⑯ 中里どろんこ保育園	中里6-23-1	042-497-8718
⑰ メリーポピンズ松山ルーム	松山1-40-24	042-497-2181

※令和5年4月1日以降清瀬駅前保育園の電話番号が変わります。新しい電話番号は「23認可保育園施設一覧 (P.36～)」に掲載の園もしくは市ウェブサイトでご確認ください。

### ● 認定こども園

(名称)	(所在地)	(電話)
⑱ 認定こども園ひかり	旭が丘2-5-3	042-491-2218

### ● 小規模保育施設 (地域型保育施設)

(名称)	(所在地)	(電話)
⑲ ピッコロルーム	元町2-18-10 1F	042-497-1234
⑳ ゆりかごファーストスクール	元町1-8-35 アマルフィ2F	042-496-0330
㉑ ちゃいんど保育園	上清戸2-5-36	042-496-7788
㉒ あいあいちびっこルーム	竹丘3-2-61	042-497-2308
㉓ ちあふるガーデン	中里1-1707-4	042-497-1237

### ● 事業所内保育施設 (地域型保育施設)

(名称)	(所在地)	(電話)
㉔ なかよし保育園	竹丘3-1-1 東京病院内	042-491-3114

### ● 私立幼稚園

(名称)	(所在地)	(電話)
㉚ 清瀬ひかり幼稚園	旭が丘2-5-3	042-491-2218
㉛ 清瀬たから幼稚園	下清戸5-791-14	042-492-2222
㉜ 清瀬ゆりかご幼稚園	中里5-561	042-491-1824
㉝ 清瀬富士見幼稚園	中里4-1158-5	042-491-7603
㉞ きよせ幼稚園	上清戸2-5-43	042-492-5213
㉟ 清瀬しらうめ幼稚園	野塩1-340	042-491-3197
㊱ 東星学園幼稚園	梅園3-14-47	042-493-3241

## 1章

入園するまで

## 2章

在園中の手続き

## 3章

保育料

## 4章

よくある質問

(参考資料)

**手ぶら登園**

上記マークがある園は紙おむつ・おしりふきの  
定額サービス「手ぶら登園」が利用可能です。  
詳しくは右記ウェブサイトをご参照ください。

清瀬市トップページ

- ⇒ 「子育て」
- ⇒ 「保育所・幼稚園・認定こども園」
- ⇒ 「保育園」
- ⇒ 「公立(全国)・私立(一部) 保育園  
で「手ぶら登園」が利用可能です」



**23**

**認可保育施設一覧**

<b>清瀬市立 第1保育園</b>		所在地	松山3-1-73																						
		電話	042-491-0152																						
		ファクス	042-491-0207																						
開所時間	07:00~19:00		休園日	日曜、祝祭日、年末年始																					
延長保育	あり	受入月齢	生後56日経過後	駐車場 なし																					
<table border="1"> <tr> <td>園長</td> <td>1名</td> <td>職員特記事項</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>28名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>5名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用務員</td> <td>3名</td> <td></td> </tr> </table>		園長	1名	職員特記事項	主任	-		保育士	28名		栄養士	1名		調理員	5名		看護師	1名		用務員	3名			園の特長・保育方針	
園長	1名	職員特記事項																							
主任	-																								
保育士	28名																								
栄養士	1名																								
調理員	5名																								
看護師	1名																								
用務員	3名																								
<table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>6名</td> <td>特記事項</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>10名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>12名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>25名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>25名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>98名</td> <td></td> </tr> </table>		0歳児	6名	特記事項	1歳児	10名		2歳児	12名		3歳児	20名		4歳児	25名		5歳児	25名		合計	98名		(時間帯)	(保育内容)	
0歳児	6名	特記事項																							
1歳児	10名																								
2歳児	12名																								
3歳児	20名																								
4歳児	25名																								
5歳児	25名																								
合計	98名																								
アレルギー対応		あり	07:00~	順次登園、健康視診 (乳児は各部屋、幼児は3歳児の部屋で受け入れます。) 1歳児から2歳児は9時におやつ、その後自由遊び (保育室、園庭、散歩) 3歳児以上は自由遊び(保育室、園庭、散歩)、課題遊び																					
入所時徴収金		なし	10:30~	各年齢に合った時間に昼食、食事の準備、片づけ、当番活動等も 年齢に応じて行います。																					
延長保育料		07:00~08:30 30分ごとに250円 月の上限3,700円	18:00~19:00 1日500円 月の上限2,500円	11:30~	おひるね(年齢によって幅があります。)																				
		16:30~18:00 30分ごとに250円 月の上限3,700円 短時間 最大90分まで利用可	標準時間	15:00~	おやつ、その後自由遊び(保育室、園庭)																				
給食費		5,200円	16:30~	健康視診、順次降園																					
その他		土曜保育の利用には申請が必要です。	18:00~	延長保育、3歳児から5歳児は3歳児の部屋で過ごします。 (2歳児は18:20頃合流、1歳児は年明け頃から合流)																					

- 1章 入園するまで
- 2章 在園中の手続き
- 3章 保育料
- 4章 よくある質問 (参考資料)

<b>清瀬市立 第3保育園</b>		所在地	旭が丘3-755-1																						
		電話	042-492-5600																						
		ファクス	042-492-5624																						
開所時間	07:00~19:00		休園日	日曜、祝祭日、年末年始																					
延長保育	あり	受入月齢	生後56日経過後	駐車場 あり																					
<table border="1"> <tr> <td>園長</td> <td>1名</td> <td>職員特記事項</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>-</td> <td>副園長</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>27名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用務員</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> </table>		園長	1名	職員特記事項	主任	-	副園長	保育士	27名		栄養士	1名		調理員	6名		看護師	1名		用務員	2名			園の特長・保育方針	
園長	1名	職員特記事項																							
主任	-	副園長																							
保育士	27名																								
栄養士	1名																								
調理員	6名																								
看護師	1名																								
用務員	2名																								
<table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>6名</td> <td>特記事項</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>10名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>12名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>25名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>25名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>98名</td> <td></td> </tr> </table>		0歳児	6名	特記事項	1歳児	10名		2歳児	12名		3歳児	20名		4歳児	25名		5歳児	25名		合計	98名		(時間帯)	(保育内容)	
0歳児	6名	特記事項																							
1歳児	10名																								
2歳児	12名																								
3歳児	20名																								
4歳児	25名																								
5歳児	25名																								
合計	98名																								
アレルギー対応		あり	07:00~	順次登園、健康視診。各年齢ごとに部屋で過ごします。																					
入所時徴収金		なし	08:30~	各保育室で過ごします。 0歳児は保育士とゆったり過ごします。10時過ぎに午前食。 (個々の月齢に見合った食事を順番に食べます。) 1、2歳児は9時におやつ。週1回幼児クラスは体操をします。 乳幼児は各年齢にあった活動を行っています。																					
延長保育料		07:00~08:30 30分ごとに250円 月の上限3,700円	18:00~19:00 1日500円 月の上限2,500円	11:00~	昼食、排泄 午睡は各年齢に合った時間に部屋でお昼寝をします。 (乳児は11時頃、幼児は12:30頃)																				
		16:30~18:00 30分ごとに250円 月の上限3,700円 短時間 最大90分まで利用可	標準時間	15:00~	おやつ、その後自由遊び(保育室、園庭) 0歳 午後食(14:30~)が順次入ります。																				
給食費		5,200円	16:00~	健康視診、順次降園																					
その他		土曜保育の利用には申請が必要です。	18:00~	延長保育。各年齢、部屋で過ごします。																					

 <b>清瀬市立 第7保育園</b>		所在地	竹丘1-15-11		 <a href="https://www.city.kiyose.lg.jp/kosodatekyouiku/hoikusuyoyouchien/hoikuen/1005329.html">https://www.city.kiyose.lg.jp/kosodatekyouiku/hoikusuyoyouchien/hoikuen/1005329.html</a>
		電話	042-492-4616		
		ファクス	042-492-4182		
開所時間	07:00~19:00		休園日	日曜、祝祭日、年末年始	
延長保育	あり		受入月齢	1歳児から	駐車場 なし
職員構成	園長	1名	 第7保育園		
	主任	-			
保育士	25名				
栄養士	1名				
調理員	4名				
看護師	1名				
用務員	2名				
利用定員	0歳児	-	園の特長・保育方針 (時間帯) (保育内容) 07:00~ 1歳児から5歳児、順次登園、健康視診、3歳児から5歳児合同保育 09:15~ 1歳児、2歳児は午前のおやつ、その後主活動(保育室、園庭、散歩) 3歳児から5歳児は自由遊びから主活動(散歩、課題保育) 週1回幼児クラスは体操をします。 11:00~ 給食、排泄 12:00~ 1歳児と2歳児は食事後自分の部屋で午睡 3歳児から5歳児はホールにて午睡 (時間は年齢にあわせて異なります) 15:00~ おやつ 16:00~ 自由遊び(室内、園庭) 順次降園 17:15~ 3歳児、4歳児、5歳児は合同保育 18:00~ 延長保育、延長おやつ、3歳児から5歳児は合同保育 おやつ後は1歳児から5歳児合同保育		
	1歳児	10名			
	2歳児	12名			
	3歳児	15名			
	4歳児	15名			
	5歳児	15名			
	合計	67名			
アレルギー対応	あり				
入所時徴収金	なし				
延長保育料	07:00~08:30	30分ごとに250円 月の上限3,700円	18:00~19:00	1日500円 月の上限2,500円	標準時間
	16:30~18:00	30分ごとに250円 月の上限3,700円	短時間 最大90分まで利用可		
給食費	5,200円				
その他	土曜保育の利用には申請が必要です。				

 <b>社会福祉法人 千曲会 (仮称)清瀬駅前保育園</b>		所在地	元町1-604 (以下未定)		 <a href="https://kiyose-ekimaenyuji-ns.ed.jp/">https://kiyose-ekimaenyuji-ns.ed.jp/</a>
		電話	042-492-4185		
		ファクス	042-492-4186		
開所時間	07:00~19:00		休園日	日曜、祝祭日、年末年始	
延長保育	あり		受入月齢	生後56日経過後	駐車場 あり
職員構成	園長	1名	 清瀬駅前保育園		
	主任	1名			
保育士	18名				
栄養士	2名				
調理員	2名				
看護師	1名				
用務員	1名				
利用定員	0歳児	9名	園の特長・保育方針 ★令和5年4月に保育園を移転し、乳児保育園から5歳児までの保育園に変わります。園舎は、新設され新たな場所でスタートします。 <園目標> 丈夫な身体と豊かな人間性を育てる <保育目標> ☆心身ともに健康で過ごす ☆身体を動かして元気に遊ぶ ☆年齢に合った生活習慣を身につける ☆優しさや思いやりを持つ ☆共感力と自己肯定感を高める <園の特色> ☆駅から徒歩1分という通勤に便利な立地 ☆外部講師による わらべうた絵本の読み聞かせ (月1回) ☆安田式遊具を導入して年3回外部講師を招き、楽しく体を動かし、怪我をしにくい身体作りの指導を受けています。0歳ベビーマッサージ、赤ちゃん体操、1~5歳児クラスはマット、平均台、鉄棒等でサーキットで楽しく運動遊びを積極的にしています。 ☆園外保育 (いも掘り、とうもろこし狩り、ぶどう狩り、遠足 など) ※令和5年4月1日以降は電話番号が変わります。新しい電話番号は園もしくは市ウェブサイトでご確認ください。		
	1歳児	12名			
	2歳児	14名			
	3歳児	15名			
	4歳児	15名			
	5歳児	15名			
	合計	80名			
アレルギー対応	医師の指示による生活管理指導表をもとに対応				
入所時徴収金	なし				
延長保育料	07:00~08:30	30分ごとに250円	18:00~19:00	1日500円 月の上限5,000円	標準時間
	16:30~18:00	30分ごとに250円	短時間 18:00~19:00 1日500円 月の上限5,000円		
給食費	5,200円				
その他	なし				

1章 入園するまで

2章 在園中の手続き

3章 保育料

4章 よくある質問 (参考資料)

<b>社会福祉法人 上宮会</b> <b>清瀬上宮保育園</b>		所在地	竹丘3-8-1		
		電話	042-492-4015		
		ファクス	042-497-2451		
開所時間	07:00~19:00	休園日	日曜、祝祭日、年末年始		
延長保育	あり	受入月齢	生後56日経過後	駐車場	あり
		 <a href="https://www.kiyose-jougu.jp/">https://www.kiyose-jougu.jp/</a>			
職員構成	園長	1名			<b>「清瀬上宮保育園の保育」</b> <b>【保育理念】</b> 「健康で仲間と活発にあそび合える子ども」という理念のもと、子ども一人ひとりを大切に、安心した信頼関係の中で生き生きと、自分らしく成長していけるよう、養護と教育を一体とした保育を行います。  <b>「園の基本的保育方針」</b> ☆一人ひとりの子どもを大切に受け入れ、子どもが自主性を持って生き生きと過ごせる環境を作ります。 ☆健やかな成長を願い、一人ひとりの発達過程をふまえた保育を行います。 ☆四季折々の自然に親しむ中で、五感を刺激し、戸外で遊ぶ気持ち良さや楽しさを伝えます。 ☆集団生活を通して、社会性や協調性を培い、人を思いやり大切に思う心を育てます。 ☆近隣施設や学校、地域の方々やと触れ合い、連携を通じて情緒豊かな子どもを育てます。 ☆保護者や地域の親子を支援し、「子育て」の拠点としての役割を充実させます。 ☆和食中心の給食や畑の取り組み・調理保育を通じて食育を行います。 ☆バランスの良い身体発達を目指し、体育指導員を招いて「体育遊び」を行っています。 ☆室内ではじっくりと遊べるよう「コーナー遊び」を工夫し、落ち着いた環境を整えています。 ☆布おむつ、体拭き用タオル、食事用スタイ、お手拭きは園で用意いたしますので、ご持参不要です。
	主任	1名			
保育士	34名				
栄養士	3名				
調理員	3名				
看護師	1名				
用務員	1名				
利用定員	0歳児	12名	<b>「特記事項」</b> 		
	1歳児	18名			
	2歳児	22名			
	3歳児	22名			
	4歳児	23名			
	5歳児	23名			
合計	120名	<b>「特記事項」</b> ・清瀬駅南口より徒歩20分 ・西武バス(久11)久米川駅北口行→「上宮」下車 (所46)所沢駅東口行→「上宮」下車			
アレルギー対応	代替食 除去食 (医師の指示書が必要です。)				
入所時徴収金	なし				
延長保育料	短時間	8時間以上8時間30分未満の利用 1日250円 8時間30分以上の利用 1日500円	標準時間	18:00~19:00 1日500円 月の上限 5,000円	
	給食費	5,200円			
その他	なし				

1章 入園するまで

<b>社会福祉法人 のゆり会</b> <b>のしお保育園</b>		所在地	野塩5-249		
		電話	042-493-4550		
		ファクス	042-493-4533		
開所時間	07:00~19:00	休園日	日曜、祝祭日、年末年始		
延長保育	あり	受入月齢	生後56日経過後	駐車場	なし
		 <a href="https://noshiohoikuen.com/">https://noshiohoikuen.com/</a>			
職員構成	園長	1名			清瀬市の北西の端っこの、のんびり穏やかな保育園です。 毎日規則的な日課で過ごし、子ども自身が自らの行動に見通しを持って生活しています。  昭和56年に開園し、700名を超える卒園生を送り出してきました。園舎はだいぶ古くなりましたが、メンテナンスを重ねて清潔に保っています。子どもたちが安心して、自分を存分に出して過ごすことができる、おうちのような園でありたいと思っています。  入園に際して、ご準備いただくものはほとんどありません。お昼寝用の寝具や、ループ付きの手拭きタオル※など、園で用意しています。 (※2歳児クラス以上。現在は感染症対策のため、ペーパータオルを使用しています) 歩き始めるまでは布おむつを使い、快・不快をしっかりと体感します。歩きだしたら紙おむつに移行し、トイレトレーニングを進めています。布おむつも紙おむつも、園で用意しており、ご家庭の負担はありません。(布おむつは貸おむつ業者さんに委託しています。)  職員の平均経験年数は15年。全職員が一年を通して決まった時間で勤務しており、「毎日同じ時間に、同じ場所(部屋)には、同じ大人が」いることで、子どもたちは安心して、のびのびと過ごしています。 子どもたちと、大人たちと、ウサギー羽と、みんなで仲良く生活しています。(月に2回はポニーも来ます。)
	主任	1名			
保育士	20名				
栄養士	2名				
調理員	3名				
看護師	1名				
用務員	1名				
利用定員	0歳児	9名	<b>「特記事項」</b> 		
	1歳児	13名			
	2歳児	13名			
	3歳児	15名			
	4歳児	15名			
	5歳児	15名			
合計	80名	<b>「特記事項」</b> ・秋津駅南口より徒歩6分 ・新秋津駅より徒歩11分			
アレルギー対応	医師の指示書により、除去食・代替食に対応				
入所時徴収金	なし				
延長保育料	短時間	07:00~08:30 30分ごとに250円 16:30~18:00 30分ごとに250円	標準時間	18:00~19:00 (0~1歳児) 15分ごとに40~180円 18:00~19:00 (2歳児以上) 15分ごとに30~120円	
	給食費	5,200円(ゆうちょう銀行口座より引落し)			
その他	なし				

2章 在園中の手続き

3章 保育料

4章 よくある質問

(参考資料)



 <b>社会福祉法人 千曲会</b> <b>中清戸保育園</b>		所在地	下清戸1-21-3		 <a href="https://nakakiyoto.com/">https://nakakiyoto.com/</a>	
		電話	042-494-1772			
		ファクス	042-494-1872			
開所時間	07:00~19:00	休園日	日曜、祝祭日、年末年始			
延長保育	あり	受入月齢	生後56日経過後	駐車場	あり	
職員構成	園長 1名	「職員特記事項」		<b>園の特長・保育方針</b> <b>「基本方針」</b> ☆安全を第一に考え、保護者の教育のもとに家庭養育の補完を行います。 ☆健康安全で情緒の安定した生活ができる環境と、個性を發揮できることで健全な心身の発達を図ります。 ☆豊かな人間性を育てます。 ☆要望や意見の相談に、分かりやすい用語で説明するなど公的施設としての社会的役割を果たします。 ☆保育園は小さな子ども達の集団の場ですので、常に衛生面に配慮し感染症予防を心掛けています。		
	主任 1名					
	保育士 23名					
	栄養士 2名					
	調理員 1名					
	看護師 1名					
	用務員 2名					
利用定員	0歳児 9名	「特記事項」	<b>アクセス</b> ・清瀬駅北口より徒歩20分 ・西武バス(清61)志木駅南口行⇒「グリーンタウン清戸」下車 (清61-1)新座営業所行⇒「グリーンタウン清戸」下車 (清61-2)中清戸東行⇒「グリーンタウン清戸」下車	<b>「自立や思いやりを育む 縦割り保育」</b> 週一回3、4、5歳児の混合クラスをつくり、異年齢児とのかかわりの場を設けています。 友だち関係が大きく広がり、自立心や思いやりの心が芽生え、互いに助け合うことの大切さを生活の中で実感します。		
	1歳児 10名					
	2歳児 12名					
	3歳児 16名					
	4歳児 16名					
	5歳児 17名					
合計	80名					
アレルギー対応	あり					
入所時徴収金	なし					
延長保育料	07:00~08:30 30分ごとに250円 月の上限3,700円	標準時間	18:00~19:00 1日500円 月の上限2,500円	<b>「季節の彩りを感じる 園外活動」</b> 緑豊かな環境を存分に味わい、興味や関心を持ちながら自然の中で十分に身体を動かします。 園外活動を通じて交通ルールや社会的ルールを身につけながら、社会の一員としての自覚を育てています。		
	16:30~18:00 30分ごとに250円 月の上限3,700円					
	18:00~19:00 1日500円 月の上限5,000円					
給食費	5,200円					
その他	土曜保育の利用には申請が必要です。					

 <b>社会福祉法人 清朗会</b> <b>すみれ保育園</b>		所在地	中里3-1731-8		 <a href="http://www.sumire2002.jp/">http://www.sumire2002.jp/</a>	
		電話	042-493-0509			
		ファクス	042-493-5661			
開所時間	07:00~19:00	休園日	日曜、祝祭日、年末年始			
延長保育	あり	受入月齢	生後56日経過後	駐車場	なし	
職員構成	園長 1名	「職員特記事項」		<b>園の特長・保育方針</b> <b>「保育目標」</b> ☆元気な子ども 「精神的にも身体的にも生き生きとした子ども」 ☆友だちとたくさん遊べる子ども 「遊びや言葉等が豊かで、友だちに思いやりがあり、社会性のある子ども」		
	主任 1名					
	保育士 21名					
	栄養士 1名					
	調理員 3名					
	看護師 1名					
	用務員 2名					
利用定員	0歳児 15名	「特記事項」	<b>アクセス</b> ・清瀬駅北口より徒歩15分 ・西武バス(清66)所沢駅東口行⇒「第4郡管住宅」下車	<b>「基本的保育方針」</b> ☆利用者・地域住民の保育ニーズに積極的に対応できる保育園 ☆子育て家庭が、安心して子どもを預けられる保育園 ☆保育制度・基準を基本に、保育条件の整備及び保育環境の充実 ☆保育内容(養護と教育)を充実させ生活と遊びを基本に子どもの主体を重んじ、自立思いやり、責任感と他児との関係を育てる保育 ☆保育園を取り巻く環境を生かし、太陽と自然に触れ、情緒と表現力豊かな人間を育てる保育 ☆友達との関わり=人間関係、社会との関わりを大切に保育 ☆体を思いっきり動かし、健康で明るく生きる力を持った子どもを育てる保育 ☆事故と怪我を防ぐ保育園の安全管理と、子ども達の命と安全を大切に保育 ☆子ども達の健康と生命をまもる保健、衛生管理を大切に保健活動 ☆日本人の食文化を大切にすること、子どもの健康、安全、アレルギー食にも配慮した給食を通じた保育		
	1歳児 18名					
	2歳児 20名					
	3歳児 22名					
	4歳児 22名					
	5歳児 23名					
合計	120名					
アレルギー対応	代替食・除去食で対応(医師の診断書必要)					
入所時徴収金	なし					
延長保育料	07:00~18:00の中で8時間以上の利用 30分ごとに250円	標準時間	18:00~19:00 1日500円 月の上限5,000円			
	18:00~19:00 1日500円					
給食費	5,200円					
その他	なし					

1章 入園するまで

2章 在園中の手続き

3章 保育料

4章 よくある質問 (参考資料)

 <b>社会福祉法人 清朗会</b> <b>すみれ保育園分園</b>	所在地	松山2-2-15 清瀬シティハイム	
	電話	042-495-4145	
	ファクス	042-495-4145	
開所時間	07:00~19:00	休園日	日曜、祝祭日、年末年始
延長保育	あり	受入月齢	生後56日経過後
		駐車場	なし
 <a href="http://www.sumire2002.jp/nyujien.html">http://www.sumire2002.jp/nyujien.html</a>			
<b>職員構成</b> 園長 1名 主任 1名 保育士 5名 栄養士 1名 調理員 - 看護師 1名 用務員 -		<b>園の特長・保育方針</b>	
		<b>≪保育目標≫</b> ☆元気な子ども 「精神的にも身体的にも生き生きした子ども」 ☆友だちとたくさん遊べる子ども 「遊びや言葉等が豊かで、友だちに思いやりがあり、社会性のある子ども」	
<b>利用定員</b> 0歳児 3名 1歳児 11名 2歳児 12名 3歳児 - 4歳児 - 5歳児 - 合計 26名	<b>≪特記事項≫</b> アクセス ・清瀬駅南口より徒歩10分 ・西武バス(清11) 清山印地行⇒「保育園入口」下車 (武13) 武蔵小金井駅行⇒「保育園入口」下車	<b>≪基本的保育方針≫</b> ☆利用者・地域住民の保育ニーズに積極的に対応できる保育園 ☆子育て家庭が、安心して子どもを預けられる保育園 ☆保育制度・基準を基本に、保育条件の整備及び保育環境の充実 ☆保育内容(養護と教育)を充実させ生活と遊びを基本に子どもの主体を重んじ、自立思いやり、責任感と他児との関係を育てる保育 ☆保育園を取り巻く環境を生かし、太陽と自然に触れ、情緒と表現力豊かな人間を育てる保育 ☆友達との関わり=人間関係、社会との関わりを大切に保育 ☆体を思いっきり動かし、健康で明るく生きる力をもった子どもを育てる保育 ☆事故と怪我を防ぐ保育園の安全管理と、子ども達の命と安全を大切に保育 ☆子ども達の健康と生命をまもる保健、衛生管理を大切に保育活動 ☆日本人の食文化を大切に食事と、子どもの健康、安全、アレルギー食にも配慮した給食を通じての食育	
		アレルギー対応 代替食・除去食で対応(医師の診断書必要) 入所時徴収金 なし	
<b>延長保育料</b> 短時間 07:00~18:00の中で8時間以上の利用 30分ごとに250円 18:00~19:00 1日500円 標準時間 18:00~19:00 1日500円	07:00~18:00の中で8時間以上の利用 30分ごとに250円 18:00~19:00 1日500円 月の上限5,000円 標準時間 18:00~19:00 1日500円		
	給食費 なし その他 なし		

1章 入園するまで

 <b>社会福祉法人 清澄</b> <b>きよせ保育園</b>	所在地	上清戸2-5-40	
	電話	042-491-1301	
	ファクス	042-491-1341	
開所時間	7:00~19:00	休園日	日曜、祝祭日、年末年始
延長保育	あり	受入月齢	生後56日経過後
		駐車場	あり
 <a href="http://www.kiyosehoikuen.jp/">http://www.kiyosehoikuen.jp/</a>			
<b>職員構成</b> 園長 1名 主任 3名 保育士 43名 栄養士 4名 調理員 6名 看護師 3名 用務員 2名		<b>園の特長・保育方針</b>	
		<b>≪保育方針≫</b> ☆丈夫な体 ☆豊かな心 ☆仲良く遊ぶ <b>≪保育目標≫</b> ☆散歩・戸外遊びを通じ、健康で丈夫な体を作ります。 ☆自然と触れ合いながら土のあたたかさ、大切さを知り、こころ豊かな子をそだてます。 ☆幼稚園や地域の人たちと交流し、仲良く遊ぶ子を育てます。	
<b>利用定員</b> 0歳児 12名 1歳児 24名 2歳児 35名 3歳児 30名 4歳児 30名 5歳児 30名 合計 161名	<b>≪特記事項≫</b> アクセス ・清瀬駅北口より徒歩10分 ・西武バス(清62) 志木駅南口行⇒「郷土博物館入口」下車 (清63) 旭が丘印地行⇒「郷土博物館入口」下車 (清63-1) 新座営業所行⇒「郷土博物館入口」下車	<b>≪思いやりのある子≫</b> ☆「お手伝いのできる子」 ☆「人を励ますことができる子」 ☆「ありがとう」と言える	
		アレルギー対応 除去・代替食 入所時徴収金 なし	
<b>延長保育料</b> 短時間 07:00~18:00の中で8時間以上の利用 15分ごとに250円 18:01~19:00 (0~1歳児) 15分ごとに100円 標準時間 18:01~19:00 (2歳児以上) 15分ごとに100円	07:00~18:00の中で8時間以上の利用 15分ごとに250円 18:01~19:00 (0~1歳児) 15分ごとに100円 標準時間 18:01~19:00 (2歳児以上) 15分ごとに100円		
	給食費 6,000円 その他 カラ-帽子・教材代		

2章 在園中の手続き

3章 保育料

4章 よくある質問

(参考資料)



 <b>社会福祉法人 清澄</b> <b>きよせ保育園分園</b>		所在地	上清戸2-6-6		 <a href="http://www.kiyosehoikuen.jp/">http://www.kiyosehoikuen.jp/</a>	
		電話	042-497-3047			
		ファクス	042-497-3048			
開所時間	07:00~19:00		休園日	日曜、祝祭日、年末年始		
延長保育	あり		受入月齢	生後56日経過後	駐車場	あり
職員構成	園長	1名				園の特長・保育方針
	主任	1名				
保育士	7名					
栄養士	1名					
調理員	-					
看護師	1名					
用務員	-					
利用定員	0歳児	3名	<b>「きよせ保育園分園」</b> ・清瀬駅北口より徒歩10分 ・西武バス(清62)志大駅南口行⇒「郷土博物館入口」下車 (清63)地が丘印地行⇒「郷土博物館入口」下車 (清63-1)新産業所行⇒「郷土博物館入口」下車			<b>「保育方針」</b> ☆丈夫な体 ☆豊かな心 ☆仲良く遊ぶ
	1歳児	10名				<b>「保育目標」</b> ☆散歩・戸外遊びを通じ、健康で丈夫な体を作ります。 ☆自然と触れ合いながら土のあたたかさ、大切さを知り、こころ豊かな子をそだてます。 ☆幼稚園や地域の人たちと交流し、仲良く遊ぶ子を育てます。
	2歳児	10名				<b>「思いやりのある子」</b> ☆「お手伝いのできる子」 ☆「人を励ますことができる子」 ☆「ありがとう」と言える
	3歳児	-				
	4歳児	-				
	5歳児	-				
合計	23名					
アレルギー対応	除去・代替食					
入所時徴収金	なし					
延長保育料	07:00~18:00の中で8時間以上の利用	15分ごとに250円	18:01~19:00 (0~1歳児)	15分ごとに150円		
	短時間	18:01~19:00 (0~1歳児)	15分ごとに100円	標準時間	18:01~19:00 (2歳児)	15分ごとに100円
給食費	なし					
その他	カラー帽子代					

1章  
入園するまで

 <b>社会福祉法人 清朗会</b> <b>せせらぎ保育園</b>		所在地	中里1-1704		 <a href="http://seseragihokuen.com/">http://seseragihokuen.com/</a>	
		電話	042-497-9777			
		ファクス	042-497-9773			
開所時間	07:00~19:00		休園日	日曜、祝祭日、年末年始		
延長保育	あり		受入月齢	生後56日経過後	駐車場	あり
職員構成	園長	1名				園の特長・保育方針
	主任	1名				
保育士	31名					
栄養士	1名					
調理員	4名					
看護師	1名					
用務員	2名					
利用定員	0歳児	15名	<b>「せせらぎ保育」</b> ・清瀬駅北口より徒歩20分 ・西武バス(清64-2)台田印地行⇒「中里」下車 (清66)所沢駅東口行⇒「中里」下車			<b>「基本的保育方針」</b> <b>【乳児保育】</b> ①「いつもの人と、いつもの場所で、いつもと同じように」生活軸の安定(養護の担当制) ②「食べたい時に食べ、寝たいとき寝て、遊びたい時に遊ぶ」時間軸の安定(個別の時間軸での保育) ③「大人にとっての良し悪しでなく、子どものしたい、やりたい、なんだろうを叶える」意欲の芽生えの育み(受容・共感・応答を重視)を重視し、非認知能力の基礎を育む <b>【幼児保育】</b> 異年齢保育により ①「子どもは子どもたちのルールを作りながら学ぶ」子ども社会の形成を重視した保育(模倣による最近接領域の機会の増加) ②「出来た出来ないでなく、何故それをしているのか、自分で考え行動する」結果ではなくプロセスを重視した保育(主体的な意欲を重視した子ども中心の保育) ③「大人にとっての良し悪しでなく、子どものしたい、やりたい、なんだろうを叶える」子どもの意欲を重視した保育(大人の願いより子どもの思いを重視した保育)
	1歳児	18名				3、4、5歳、幼児異年齢クラス保育
	2歳児	20名				
	3歳児	24名				
	4歳児	24名				
	5歳児	24名				
合計	125名					
アレルギー対応	医師の指示のもと栄養士・看護師と保護者面談を行い毎月の献立確認。除去食にて対応。除去食用品器による配慮。個人別トレイ、名札使用。クラス毎のチェック表使用など					
入所時徴収金	なし					
延長保育料	07:00~18:00の中で8時間以上の利用	30分ごとに250円	18:00~19:00	1日500円	月上限5,000円	
	短時間	18:00~19:00	1日500円	標準時間		
給食費	5,200円					
その他	なし					

2章  
在園中の手続き

3章  
保育料

4章  
よくある質問

(参考資料)

 <b>社会福祉法人 どんご会</b> <b>清瀬どんご保育園</b>		所在地	松山3-1-24	
		電話	042-494-8166	
		ファクス	042-494-8177	
開所時間	07:00~20:00		休園日	日曜、祝祭日、年末年始
延長保育	あり		受入月齢	生後56日経過後
			駐車場	あり
<b>職員構成</b> 園長 1名 <職員特記事項> 主任 1名 事務員 保育士 17名 栄養士 1名 調理員 3名 看護師 1名 用務員 1名			園の特長・保育方針	
<b>利用定員</b> 0歳児 6名 <特記事項> 1歳児 12名 2歳児 12名 3歳児 20名 4歳児 20名 5歳児 20名 合計 90名			<b>&lt;子育て理念&gt;</b> 「にんげん力。育てます。」「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。	
<b>アクセス</b> ・清瀬駅南口より徒歩10分 ・西武バス(清02)下里団地行(清02-1)下里団地行き⇒「梅園」下車(清03)花小金井駅行き⇒「梅園」下車(清03-1)花小金井駅行き⇒「梅園」下車		<b>&lt;子育て目標&gt;</b> ①センス・オブ・ワンダー 畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが「したいと思う行動」を保障できるように見守り支援していきます。 ②人対人コミュニケーション 「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わり、商店街ツアア、青空保育など地域交流行事を実施します。“感じたこと・考えたこと”を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。		
<b>アレルギー対応</b> 有。医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。(保護者との面談を実施します)		<b>&lt;私たちが育てる6つの力&gt;</b> ①ケガをしない強い体を育てる ②自分でできることを自分でする ③全てのひととの関わりから判断・行動を身につける ④活動を選択し、自分で考えて行動する ⑤生死を知る、食の循環を知る ⑥感じたこと・考えたことを表現する 裸足保育やさくらさくらんぼリズム体操、縁側給食や異年齢保育、どんご遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から“6つの力”を育み、「にんげん力」が身につくことを目指します。		
<b>入所時徴収金</b> 帽子1,100円、名札(2個)300円、製作バッグ200円、クレパス726円(3歳児以上)				
<b>延長保育料</b> 07:00~08:30 30分ごとに500円 16:31~19:30 30分ごとに500円 19:31~20:00 30分あたり1,000円		18:01~19:30 30分ごとに500円 標準 19:31~20:00 30分ごとに1,000円 ※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり (月額) 18:01~19:30 30分ごとに5,000円 (月額) 19:31~20:00 30分ごとに10,000円		
<b>給食費</b> 7,500円(3~5歳児) ※19:30以降も利用の場合は別途夕食代あり。500円/日、9,000円/月				
<b>その他</b> 3歳児以上の入浴者のみ銭湯代 200円/月(年度初めに一括払い、欠席分は年度末に返金)				

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

 <b>社会福祉法人 のゆり会</b> <b>のしお一丁目保育園</b>		所在地	野塩1-322-1	
		電話	042-492-1411	
		ファクス	042-492-1412	
開所時間	7:00~19:00		休園日	日曜、祝祭日、年末年始
延長保育	あり		受入月齢	生後56日経過後
			駐車場	なし
<b>職員構成</b> 園長 1名 <職員特記事項> 主任 1名 保育補助 事務職員 保育士 16名 栄養士 1名 調理員 3名 看護師 1名 用務員 -			園の特長・保育方針	
<b>利用定員</b> 0歳児 9名 <特記事項> 1歳児 13名 2歳児 13名 3歳児 15名 4歳児 15名 5歳児 15名 合計 80名			<b>&lt;のしお一丁目保育園の保育&gt;</b> 子どもたち一人ひとりが生きる力を身につけていけるよう、幼いうちから、「人」と「自然」に向き合うことを大切にしています。大人に助けられながら遊ぶ中で、体験を通して「五感」や「感情」をはたらかせ、生きる喜びを感じることができるようところがけながら日々の保育に取り組んでいます。	
<b>アレルギー対応</b> 医師の指示により代替食、除去食		<b>&lt;育てたい力&gt;</b> ☆気持ちも体も元気に過ごせる力 ☆人とつながり、人と一緒に楽しめる力 ☆見て、聞いて、真似て、覚えて、身につけていく力 ☆自分を知り、自分を出せる力 ☆自然と遊んで、自然から学ぶ力		
<b>入所時徴収金</b> なし				
<b>延長保育料</b> 07:00~8:30 30分ごとに250円 16:30~19:00 30分ごとに250円+下記の金額 18:00~19:00 (0~1歳児) 15分ごとに50~300円 18:00~19:00 (2歳児以上) 15分ごとに50~200円		18:00~19:00 (0~1歳児) 15分ごとに50~300円 標準 18:00~19:00 (2歳児以上) 15分ごとに50~200円		
<b>給食費</b> 5,200円(ゆうちょ銀行口座より引き落とし)				
<b>その他</b> なし				

<b>社会福祉法人 どんご会</b> <b>メリーポピンズ 清瀬ルーム</b>		所在地	松山1-40-2	
		電話	042-497-1692	
		ファクス	042-497-1839	
開所時間	07:00~20:00		休園日	日曜、祝祭日、年末年始
延長保育	あり	受入月齢	生後56日経過後	駐車場 あり
 <a href="https://www.doronko.jp/facilities/popinzu-kiyose/">https://www.doronko.jp/facilities/popinzu-kiyose/</a>				
職員構成	園長	1名		
	主任	1名		
利用定員	保育士	12名	<b>メリーポピンズ 清瀬ルーム</b> ・清瀬駅南口より徒歩10分 ・西武バス(清11) 清山印地行⇒「保育園入口」下車 (武13) 武蔵小金井駅行⇒「保育園入口」下車	
	栄養士	1名		
	調理員	1名		
	看護師	1名		
	用務員	-		
延長保育料	07:00~08:30 30分ごとに500円 16:31~19:30 30分ごとに500円 19:31~20:00 30分あたり1,000円	18:01~19:30 30分ごとに500円 19:31~20:00 30分ごとに1,000円 ※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり (月額) 18:01~18:30 5,000円 (月額) 18:01~19:00 10,000円		
給食費	保育料に含まれます。(19:30以降も利用する場合は別途夕食代発生。500円/1食、9,000円/月)			
その他	なし			

<b>社会福祉法人 どんご会</b> <b>中里どんご保育園</b>		所在地	中里6-23-1	
		電話	042-497-8718	
		ファクス	042-497-8719	
開所時間	07:00~20:00		休園日	日曜、祝祭日、年末年始
延長保育	あり	受入月齢	生後56日経過後	駐車場 あり
 <a href="https://www.doronko.jp/facilities/doronko-nakazato/">https://www.doronko.jp/facilities/doronko-nakazato/</a>				
職員構成	園長	1名		
	主任	1名		
利用定員	保育士	17名	<b>中里どんご保育園</b> ・清瀬駅北口よりバス15分 ・西武バス(清64-2) 台田印地行⇒「下戸」下車 (清64) 台田印地行⇒「下戸」下車 (清63) 旭が丘印地行⇒「下戸」下車	
	栄養士	3名		
	調理員	1名		
	看護師	1名		
	用務員	1名		
延長保育料	07:00~08:30 30分ごとに500円 16:31~19:30 30分ごとに500円 19:31~20:00 30分あたり1,000円	18:01~19:30 30分ごとに500円 19:31~20:00 30分ごとに1,000円 ※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり (月額) 18:01~19:30 30分ごとに5,000円 (月額) 19:31~20:00 30分ごとに10,000円		
給食費	7,500円(3~5歳児) ※19:30以降も利用する場合は別途夕食代あり。500円/日、9,000円/月			
その他	3歳児以上の入浴者のみ残湯代 200円/月(年度初めに一括払い、欠席分は年度末に返金)			

1章 入園するまで

2章 在園中の手続き

3章 保育料

4章 よくある質問 (参考資料)

<b>社会福祉法人 どんご会</b> <b>メリーポピンズ 松山ルーム</b>		所在地	松山1-40-24	
		電話	042-497-2181	
		ファクス	042-497-2182	
開所時間	07:00~20:00	休園日	日曜、祝祭日、年末年始	
延長保育	あり	受入月齢	生後56日経過後	駐車場 あり
<b>職員構成</b> 園長 1名 主任 1名 保育士 12名 栄養士 1名 調理員 2名 看護師 1名 用務員 -				園の特長・保育方針
<b>利用定員</b> 0歳児 12名 1歳児 15名 2歳児 15名 3歳児 - 4歳児 - 5歳児 - 合計 42名		<b>＜子育て理念＞</b> 「にんげん力。育てます。」「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。		<b>＜子育て目標＞</b> ①センス・オブ・ワンダー 畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが“したいと思う行動”を保障できるように見守り支援していきます。 ②人対人コミュニケーション 「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わし、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。“感じたこと・考えたこと”を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。
<b>アレルギー対応</b> 有。医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。（保護者との面談を実施します）		<b>＜私たちが育てる6つの力＞</b> ①ケガをしない強い体を育てる ②自分でできることを自分でする ③全ての人の関わりから判断・行動を身につける ④活動を選択し、自分で考えて行動する ⑤生死を知る、食の循環を知る ⑥感じたこと・考えたことを表現する 裸足保育やさくらさくらんぼリズム体操、縁側給食や異年齢保育、どんご遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から“6つの力”を育み、「にんげん力」が身につくことを目指します。		
<b>入所時徴収金</b> 帽子1,100円、名札(2個) 300円、製作バッグ200円		<b>延長保育料</b> 07:00~08:30 30分ごとに500円 16:31~19:30 30分ごとに500円 19:31~20:00 30分あたり1,000円 18:01~19:30 30分ごとに500円 19:31~20:00 30分ごとに1,000円 ※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり (月額) 18:01~19:30 30分ごとに5,000円 (月額) 19:31~20:00 30分ごとに10,000円		
<b>給食費</b> 保育料に含まれます。(19:30以降も利用する場合は別途夕食代発生。500円/1食、9,000円/月)		<b>その他</b> なし		

1章 入園するまで

<b>学校法人 東京清光学園</b> <b>認定こども園 ひかり</b>		所在地	旭が丘2-5-3	
		電話	042-491-2218	
		ファクス	042-494-0103	
開所時間	07:30~18:30	休園日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始	
延長保育	なし	受入月齢	満3歳児から	駐車場 あり
<b>職員構成</b> 園長 1名 主任 1名 保育士 18名 栄養士 - 調理員 - 看護師 - 用務員 -				園の特長・保育方針
<b>利用定員</b> 0歳児 - 1歳児 - 2歳児 - 3歳児 10名 4歳児 10名 5歳児 10名 合計 30名		<b>＜教育(保育)目標＞</b> ・「ひかりのように明るく、元気で、正しい子ども」子どもは神さまと人に愛されてこそ光り輝くことができます。 ・子どもの行動、言葉、表情から発信されているものを読み取り、成長に繋げること、それが当園の教育です。 ・幼児期の愛着 (Attachment) を重視した保育を展開しています。 ・リサイクル用品の無料提供や子ども食堂の運営等子育て支援に力を入れています。 ・ナガセグループの園でもあり、満3歳児からセサミストリートイングリッシュを取り入れ、グローバルな視野を育てています。		<b>＜認定こども園ひかりの一日＞</b> 07:30~ 朝の預かり保育 3歳~5歳児が教室と一緒に過ごします。 09:00~ 登園時間 (園バス運行 8:00~9:50)、朝の自由遊び 10:00~ 朝の集まり、教育活動 (各学年、クラス毎)、礼拝 (月)、英語 (火、水) 体操 (金) 自然観察教室 (年長:月1回) プール活動 (6月~9月) クラス活動 製作、絵本読み、音楽、文字ワーク、絵画等 12:00~ お昼ご飯 (外部給食業者委託)、自由遊び 14:00~ 降園時間、(園バス運行14:00~15:30) 預かり保育 (おやつ:15:00順次降園) 紙芝居、絵本よみ、制作、絵画自由遊び、3歳~5歳児が教室と一緒に過ごします。 ~18:30 *預かり保育に関する園バス送迎有 (8:00~/17:00~)
<b>アレルギー対応</b> 除去食のみ対応 (要事前相談)		<b>給食費</b> 1食につき330円		
<b>入所時徴収金</b> 入園面接料 5,000円		<b>その他</b> 教育充実費 月1,000円、施設維持費 月2,500円 制服、通園バス、遠征代、実費でかかります。		
<b>延長保育料</b> 07:30~09:00 30分ごとに150円 17:00~18:30 30分ごとに150円		<b>標準時間</b>		

2章 在園中の手続き

3章 保育料

4章 よくある質問

(参考資料)



<b>特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロ</b> <b>ピッコロルーム</b>			所在地	元町2-18-10 1階																							
			電話	042-497-1234																							
			ファクス	042-444-4546																							
開所時間	07:30~19:30		休園日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始																							
延長保育	あり		受入月齢	生後56日経過後	駐車場	あり																					
<table border="1"> <tr> <td>園長</td> <td>1名</td> <td>「職員特記事項」</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用務員</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>			園長	1名	「職員特記事項」	主任	1名		保育士	4名		栄養士	-		調理員	1名		看護師	-		用務員	-					園の特長・保育方針
園長	1名	「職員特記事項」																									
主任	1名																										
保育士	4名																										
栄養士	-																										
調理員	1名																										
看護師	-																										
用務員	-																										
<table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3名</td> <td>「特記事項」</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11名</td> <td></td> </tr> </table>			0歳児	3名	「特記事項」	1歳児	4名		2歳児	4名		3歳児	-		4歳児	-		5歳児	-		合計	11名		<p>・清瀬駅北口より徒歩12分          ・きよバス「芝山小学校東」下車</p>			<b>「保育方針」</b> ☆一人一人の子どもを大切に保育 ☆様々な人達と共に育ちあう保育 ☆主体的な活動を保障する保育 ☆たくさんの経験を通して、生きる力を育む保育 ☆五感を使い、好奇心や探求心を育む保育
0歳児	3名	「特記事項」																									
1歳児	4名																										
2歳児	4名																										
3歳児	-																										
4歳児	-																										
5歳児	-																										
合計	11名																										
アレルギー対応			除五食 対応します																								
入所時徴収金			なし																								
延長保育料			07:30~08:30 1時間500円 16:30~18:30 1時間500円	18:30~19:30 1時間500円	標準時間																						
給食費			なし																								
その他			なし																								
			<b>「ピッコロルームでの保育」</b> ☆生後2ヶ月から満3歳までのお子様をお預かりします。 ☆赤ちゃんの時から一人ひとりを大切に、基本的信頼感を育みます。 ☆個人差を考えて、毎日の保育の中で無理なく基本的な生活習慣の自立を図ります。 ☆連絡ノートや掲示板などを通じ、ルームでの生活の様子を細やかにお知らせいたします。 ☆園内における完全給食です。																								
			<b>「小規模保育所について」</b> 小規模保育所は、平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援制度」の新たな取り組みで、家庭に近い雰囲気、きめ細やかな保育を行う、市が認可した保育所です。																								

<b>学校法人 内野学園</b> <b>ゆりかごファーストスクール</b>			所在地	元町1-8-35 アマルフィー2F																							
			電話	042-496-0330																							
			ファクス	042-496-0108																							
開所時間	08:00~17:00		休園日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始																							
延長保育	あり		受入月齢	生後56日経過後	駐車場	なし																					
<table border="1"> <tr> <td>園長</td> <td>1名</td> <td>「職員特記事項」</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用務員</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>			園長	1名	「職員特記事項」	主任	1名		保育士	4名		栄養士	1名		調理員	-		看護師	-		用務員	-					園の特長・保育方針
園長	1名	「職員特記事項」																									
主任	1名																										
保育士	4名																										
栄養士	1名																										
調理員	-																										
看護師	-																										
用務員	-																										
<table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>-</td> <td>「特記事項」</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>8名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>10名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18名</td> <td></td> </tr> </table>			0歳児	-	「特記事項」	1歳児	8名		2歳児	10名		3歳児	-		4歳児	-		5歳児	-		合計	18名		<p>・清瀬駅北口より徒歩1分</p>			<b>「ご挨拶」</b> 平成16年、清瀬ゆりかご幼稚園の1・2歳児幼児教室として清瀬駅前に開校した「ゆりかごファーストスクール」が、平成29年小規模保育所になりました。1・2歳児から、段階的に余裕を持って「ゆりかご」の幼児教育を積み重ねることで、長い人生を支える大切な根をしっかりと張っていただくことを目標とし、ゆりかご幼稚園の教諭としてキャリアを積んだ保育士たちが、ゆりかご幼稚園と連携しながら幼児教育・保育をしております。
0歳児	-	「特記事項」																									
1歳児	8名																										
2歳児	10名																										
3歳児	-																										
4歳児	-																										
5歳児	-																										
合計	18名																										
アレルギー対応			給食は除去食のみの対応となります。詳細は当園管理栄養士にお問い合わせください。																								
入所時徴収金			なし																								
延長保育料			08:00~08:30 1日500円 16:30~17:00 1日500円 18:30~19:30 1時間500円		標準時間																						
給食費			なし																								
その他			なし																								
			<b>「保育目標」</b> ・基本的な生活習慣態度をしっかりと身につける。 ・ことにあたり意欲的に行動できるこどもを育成する。 ・集団の中で自分を尊重し、大げいの人となかよく楽しく生活できる社会性を育てる。																								

1章 入園するまで

2章 在園中の手続き

3章 保育料

4章 よくある質問 (参考資料)

<b>学校法人 清瀬学園</b> <b>ちやいんど保育園</b>		所在地	上清戸2-5-36		 <a href="https://www.kiyoseyochien.ed.jp/nurser/y/">https://www.kiyoseyochien.ed.jp/nurser/y/</a>	
		電話	042-496-7788			
		ファクス	042-496-7789			
開所時間	08:00~17:00		休園日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始		
延長保育	あり		受入月齢	1歳児から	駐車場	あり
職員構成	園長	1名	≪職員特記事項≫			<b>園の特長・保育方針</b> <b>≪ご挨拶≫</b> 学校法人清瀬学園が平成29年8月より開設した小規模保育所です。連携する「きよせ幼稚園」の畑では野菜の成長過程を観察し、収穫を楽しみます♪ 一人ひとりに寄り添い、家庭的であたたかく丁寧な関わりを心がけております。 誰もが安心出来る環境づくりをし、お子様の豊かな成長を見守ります。
	主任	1名				
利用定員	保育士	5名				
	栄養士	1名				
	調理員	1名				
	看護師	-				
	用務員	-				
	0歳児	-				≪特記事項≫
1歳児	8名	アクセス ・清瀬駅北口より徒歩13分 ※駐車場はきよせ幼稚園の駐車場にお停めください。				
2歳児	10名					
3歳児	-					
4歳児	-					
5歳児	-					
合計	18名					
アレルギー対応	(卵・乳) 対応可					
入所時徴収金	なし					
延長保育料	短時間	08:00~08:30 1回250円	標準時間			
	長時間	16:30~17:00 1回250円				
給食費	なし					
その他	・希望者のみ日々の保育風観購入可能 ・連絡帳アプリ導入					

1章

入園するまで

<b>手ぶら登園 NPO法人ウイズアイ</b> <b>あいあいちびっこルーム</b>		所在地	清瀬市竹丘3-2-61		 <a href="https://www.with-ai.net/%E4%BF%9D%E8%82%B2%E4%BA%8B%E6%A5%AD/%E5%B0%8F%E8%A6%8F%E6%A8%A1%E4%BF%9D%E8%82%B2%E6%89%80-%E3%81%82%E3%81%84%E3%81%82%E3%81%84%E3%81%A1%E3%81%B3%E3%81%A3%E3%81%93%E3%83%AB%E3%8">https://www.with-ai.net/%E4%BF%9D%E8%82%B2%E4%BA%8B%E6%A5%AD/%E5%B0%8F%E8%A6%8F%E6%A8%A1%E4%BF%9D%E8%82%B2%E6%89%80-%E3%81%82%E3%81%84%E3%81%82%E3%81%84%E3%81%A1%E3%81%B3%E3%81%A3%E3%81%93%E3%83%AB%E3%8</a>	
		電話	042-497-2308			
		ファクス	042-497-2308			
開所時間	07:30~19:30		休園日	日曜、祝祭日、年末年始		
延長保育	あり		受入月齢	1歳児から	駐車場	あり
職員構成	園長	1名	≪職員特記事項≫			<b>園の特長・保育方針</b> <b>≪ちびっこルームの基本方針≫</b> ○子どもたちが1日の大半を過ごすことから、安全の確保、健康の保持、及び衛生の保持などについて細心の注意を払う ○保育制度、基準を基本に保育条件の整備、保育環境の充実を図る ○保護者と連絡を取り合いながら、子どもの成長を援助し、共に育てていく姿勢を持つ ○地域の方々と交流を持ち、地域に溶け込み愛される保育園を目指す ○関係機関との連携協力を努める
	主任	-	臨床発達心理士 社会福祉士 理学療法士			
利用定員	保育士	9名				
	栄養士	3名				
	調理員	1名				
	看護師	1名				
	用務員	1名				
	0歳児	-				≪特記事項≫
1歳児	6名	アクセス ・清瀬駅南口より徒歩約20分 ・西武バス(久11)久米川駅北口行⇒「上宮」下車(所46)所沢駅東口行⇒「上宮」下車				
2歳児	6名					
3歳児	-					
4歳児	-					
5歳児	-					
合計	12名					
アレルギー対応	なし					
入所時徴収金	なし					
延長保育料	短時間	16:30~18:30 15分ごとに200円	標準時間			
	長時間	18:30~19:30 15分ごとに200円				
給食費	なし					
その他	カラー冊子代 1,000円(税別)、連絡ノート代 年間600円程度 休園日(日曜・祝日)は、事前申込にて、子育ての家「あいあい」で、お受けします。(別途有料)					
<b>≪ちびっこルームの保育方針≫</b> ○一人ひとりの子どもを大切に、発達を促していく ○アットホームな雰囲気の中で、少人数の良さを生かしみんなで育ちあう <b>★ちびっこルームの保育の内容★</b> ○散歩・戸外遊び 健康な身体づくりと自然との触れ合い、実体験から学ぶことを大切にする ○様々な表現活動 うた・絵本・リズム遊び・制作など、表現する楽しさを知り、豊かな心を育む人の言葉や話を聞き、自分でも思ったことを伝えようとする ○大人からの愛情と友達との関わり 大人との愛着関係を基に、人との関わり合いの中で育つことを大切にする ○基本的な生活習慣 生活に必要な年齢にあった身の回りの始末や生活リズムを身につける家庭と連携し食への関心や態度を育む						

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)



 <b>社会福祉法人 清朗会</b> <b>ちあふるガーデン</b>		所在地	中里1-1707-4		 <a href="https://www.city.kiyose.lg.jp/shisetsu/kosodatesisetu/hoikusyobyoujhoikuisitu/1001252.html">https://www.city.kiyose.lg.jp/shisetsu/kosodatesisetu/hoikusyobyoujhoikuisitu/1001252.html</a>	
		電話	042-497-1237			
		ファクス	042-497-9773			
開所時間	07:00~19:00		休園日	日曜、祝祭日、年末年始		
延長保育	あり		受入月齢	生後56日経過後	駐車場	あり
職員構成	園長	1名	≪その他職員≫			
	主任	1名				
	保育士	5名				
	栄養士	1名				
	調理員					
	看護師					
	用務員	1名				
利用定員	0歳児	3名	≪特記事項≫			
	1歳児	5名				
	2歳児	6名				
	3歳児					
	4歳児					
	5歳児					
	合計	14名				
アレルギー対応	医師の指示のもと栄養士・看護師と保護者面談を行い毎月の献立確認。除去食に対応。除去食用食器による配膳、個人別トレイ、名札使用、クラス毎のチェック表使用など					
入所時徴収金	なし					
延長保育料	8時間以上の利用	30分ごとに250円	18:00~19:00	1日500円	月の上限5,000円	
	短時間					
給食費	なし					
その他	なし					
園の特長・保育方針						
<b>≪基本的保育方針≫</b> <b>【乳児保育】</b> ①「いつもの人と、いつもの場所で、いつもと同じように」生活軸の安定（養護の担当制） ②「食べたい時に食べ、寝たいとき寝て、遊びたい時に遊ぶ」時間軸の安定（個別の時間軸での保育） ③「大人にとっての良し悪しでなく、子どものしたい、やりたい、なんだろうを叶える」意欲の芽生えの育み（受容・共感・応答を重視）を重視し、非認知能力の基礎を育む  これらを育む上で重視しているのが「3つの環境」＝ ①「保育園という場所」物的環境 ②「保育園で働く人」人的環境 ③「園庭」自然環境						

<b>社会福祉法人上宮会</b> <b>東京病院なかよし保育園</b>		所在地	竹丘3-1-1 東京病院内		 <a href="https://tokyo-hp.hosp.go.jp/bumon/jimu/nakayoshi.html">https://tokyo-hp.hosp.go.jp/bumon/jimu/nakayoshi.html</a>	
		電話	042-491-3114			
		ファクス	042-491-3198			
開所時間	07:00~19:00		休園日	日曜、祝祭日、毎月第1、第3、第5土曜日、年末年始		
延長保育	あり		受入月齢	生後56日経過後	駐車場	あり
職員構成	園長	1名	≪職員特記事項≫			
	主任	-	事務員 保育補助			
	保育士	13名				
	栄養士	1名				
	調理員	2名				
	看護師	-				
	用務員	1名				
利用定員	0歳児	3名	≪特記事項≫			
	1歳児	3名				
	2歳児	3名				
	3歳児	-				
	4歳児	-				
	5歳児	-				
	合計	9名				
アレルギー対応	卵、牛乳、対応					
入所時徴収金	なし					
延長保育料	登園後8時間経過後	15分ごとに150円	18:30~19:00	15分ごとに150円	月の上限3,000円	
	短時間					
給食費	なし					
その他	なし					
園の特長・保育方針						
<b>≪東京病院なかよし保育園の沿革≫</b> ☆昭和39年東京病院職員の託児所として誕生しました。 ☆0歳児から2歳児（従業員枠の場合は就学前まで）の保育を行っています。 ☆東京病院職員の院内保育所としての機能と共に地域のお子様の入園もお受けして一緒に楽しく保育園生活をすごしています。 ☆東京病院の敷地内にあり、広い園庭も保育園の特徴の一つです。  <b>≪なかよし保育園の保育≫</b> 「健やかな体、ゆたかな心を育てる」の保育理念のもと、戸外遊びを中心に取入れ身体を存分に動かします。散歩や、広い園庭で思いっきりお友達と遊びましょう。 室内では、自分の好きな遊びに熱中して興味の世界を広げ、知的な好奇心も高めます。 恵まれた自然環境を活かして自然物にふれあい、畑では野菜も栽培しています。 おいしい手作り給食、おやつも、園児の毎日の楽しみの一つです。 友達との関わりあいの中から多くのことを学び、職員一人ひとりからたくさんの愛情を受けお子様の成長と一緒に見守ります。保育園開園以来大切に受け継がれてきた保育です。						

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

## 清瀬市保育園等入園選考基準

表-1 保育の選考基準指数

項目	類型	細目		基準指数		
1	就労	外勤・居宅外自営・在宅勤務※自営業を除く	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	50	
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態	48	
				1日5時間以上7時間未満の就労を常態	45	
			月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	40	
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態	38	
				1日5時間以上7時間未満の就労を常態	35	
			月12日以上	1日8時間以上の就労を常態	30	
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態	28	
				1日4時間以上7時間未満の就労を常態	25	
		その他	上記以外(利用期間3か月)	15		
		居宅内自営	中心者	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	45
					1日7時間以上8時間未満の就労を常態	43
					1日5時間以上7時間未満の就労を常態	40
				月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	35
					1日7時間以上8時間未満の就労を常態	33
					1日5時間以上7時間未満の就労を常態	30
			月12日以上	1日8時間以上の就労を常態	25	
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態	23	
				1日4時間以上7時間未満の就労を常態	20	
			その他	上記以外(利用期間3か月)	15	
協力者	月20日以上		1日8時間以上の就労を常態	43		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態	41		
		1日5時間以上7時間未満の就労を常態	38			
	月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	33			
		1日7時間以上8時間未満の就労を常態	31			
		1日5時間以上7時間未満の就労を常態	28			
月12日以上	1日8時間以上の就労を常態	23				
	1日7時間以上8時間未満の就労を常態	21				
	1日4時間以上7時間未満の就労を常態	18				
その他	上記以外(利用期間3か月)	15				
内職または内職に準ずる家内労働	月平均日に6時間以上の就労を常態とし、かつ月収が6万以上	月平均日に6時間以上の就労を常態とし、かつ月収が6万以上	30			
		月平均日に4時間以上6時間未満の就労を常態とし、かつ月収が4万以上	20			
		上記以外(利用期間3か月)	15			
2	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁等	50			
3	出産	出産予定日を中心に前後2か月計5か月間	45			
4	疾病	入院	慢性疾患でおおむね1か月以上は入院を要し、その後も療養を要する	50		
			常時病臥(入院に相当する治療や常時安静を要する自宅療養のため保育が困難な場合)	50		
			精神性の疾病	30		
			一般療養で週に3回以上通院を要する、若しくは安静が必要	30		
		居宅内	一般療養で上記以外	20		
			心身障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度	50	
				精神障害者保健福祉手帳1～2級、要介護度5～4		
				身体障害者手帳3級、愛の手帳3度	40	
			精神障害者保健福祉手帳3級、要介護度3～2			
			身体障害者手帳4～6級、愛の手帳4度	30		
要介護度1～要支援						
5	看護介護	居宅内	同居の親族が重度の障害者、若しくは常時臥床の状態で全介助を要する	50		
			同居の親族の状態が、上記疾病、心身障害に該当する場合その指数、それ以外は30	30		
		居宅外	週に5日以上、同居以外の親族の看護・介護を要する、若しくは病院・施設への付き添い	35		
			週に3日以上、同居以外の親族の看護・介護を要する、若しくは病院・施設への付き添い	25		
上記以外	20					
6	災害	火災などによる家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合(利用期間6か月程度)	50			
7	就学	技能習得	技能習得のため職業訓練校などに通学している(※同自営協力者の指数による)	30		
			通信教育などで、自宅で技能習得をしている			
		就学	学生であり、自宅外で就学している(※同自営協力者の指数による)	30		
学生であり通信教育などで、自宅で就学している						
8	求職	入園月までに勤務開始する内定証明がある場合(※指数は該当する細目の指数)	20			
		内定先はあるが内定証明がない場合(利用期間3か月)				
		内定先がない場合(利用期間3か月)				
9	特例	全各号に挙げるもののほか、明らかに保育が必要であると市長が認める場合	15			

## 1章

入園するまで

## 2章

在園中の手続き

## 3章

保育料

## 4章

よくある質問

(参考資料)

表-2 保育の調整指数

類型	細目	調整指数	
保護者	就労状態	申込時に就労実績が無い、または保育園入園希望月までに就労を開始する予定（就労事由での申込）	-5
		居宅外労働で世帯で見た場合の血族、姻族経営の職場に勤務	-5
		就労の証明・申告内容に対して、勤務実績に整合性がない、または確認ができない場合(※)	-5
身体状態	保護者が就労しているが、疾病、障害を有する（保育が困難であることを証明する書類添付）	10	
	ひとり親家庭で親族や第三者と同居していない	10	
世帯	不存在	保護者が清瀬市外へ単身赴任している	5
		全介護、重度障害の親族が同居している（看護・介護事由での申込以外）	5
	同居の親族	入園希望月時点で同一世帯内に幼稚園を利用している子どもがいる	1
		健康で無職の65歳未満の親族や第三者と同居している	-10
		生活費に充てる収入が無く、両親共に求職状態	10
	その他	生活保護を受給しており、就労している保護者が世帯にいる	10
		育休明けの再入園（育休特例を利用せず、退園した場合のみ）	10
		正当な理由無く、審査時点において世帯で3か月分以上の保育料滞納がある	-20
		正当な理由無く、審査時点において世帯で6か月分以上の保育料滞納がある	-40
		多胎児（双子、三つ子等）の同時申し込み	7
児童	同時入園	兄弟姉妹が清瀬市内の認可保育施設に在園	5
		兄弟姉妹で同園を申請（新規）	2
		申請児童が認可外施設の届出のある園(有償・月極)に在園している（証明を添付）	3
	託児	入園月から6か月以内の転園申込	-2
	転園	保育園に入園内定したが、辞退した場合（辞退した入園月より6か月間）	-5
	希望園	希望園が1園のみの場合(転園は除く)	-1
	2歳児卒園	2歳児クラスまでの保育園等の卒園に伴う移行（令和5年3月卒園児）	下記(6)の通り

※ 就労証明書に記載の勤務日数・時間と就労実績が合わない場合には、理由があれば備考欄にその旨を記載してください。  
また、就労証明書以外に本市が依頼する就労状況を確認できる書類の確認ができない場合も該当します。

入園選考基準について

- (1) 入園選考は、保育の選考基準指数に保育の調整指数を合算して算出した保育の実施指数の高い方から入園を決定します。
- (2) 保育の選考基準指数は表-1より両親それぞれの指数を決定し、その合算を用います。
- (3) 保育の調整指数は表-2に該当する世帯にのみ加点、減点を行います。
- (4) 保育の調整指数のうち、「保護者」（就労状態と身体状態）は各々に加点・減点を行います。
- (5) 「保護者」以外の指数は世帯に対して加点、減点を行います。「保護者」以外の指数に加点が複数該当する場合はその中で最も高い指数のみ加点します。減点が複数該当する場合はすべて減点の対象とします。
- (6) 2歳児クラスまでの保育園に在籍し、令和5年3月の卒園に伴い転園が必要な児童は、令和5年4月の選考の際に、該当者のみの選考を通常の選考の前に行います。

指数の計算方法 (例)

父は居宅外労働で月20日以上1日8時間以上の就労。母は居宅内労働の自営業で月16日以上1日7時間以上の就労。  
申請時に申込児童が認可外保育園に在園していて、兄弟姉妹2名同時に入園を希望。  
→父50点+母33点+調整指数3点(高い方のみ)=86点

指数が同位の場合の優先順位

表-1の基準指数と表-2の調整指数の合計が同一指数だった場合、下表の順序で優先して選考を行います。

- (1) 下表の類型とは、表-1保育の選考基準指数における類型のことを示しています。
- (2) 両親のどちらかが居宅外労働（保育士）・不存在・出産に該当する場合は、上位の類型を適用します。
- (3) 不存在・出産・居宅外労働（保育士）に該当がなければ両親の下位の類型を適用します。

優先順位	類型	説明
1	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁等
2	出産	出産予定日を中心に前後2ヶ月計5ヶ月間
3	居宅外労働（保育士）	保育士資格を持ち、清瀬市内の保育施設に勤務
4	居宅外労働（自営業以外）	自営業以外の居宅外労働
5	居宅内労働（在宅勤務）	自営業以外の居宅内労働
6	居宅外労働（居宅外自営）	自営業またはその協力者
7	居宅内労働（自営業）	自営業またはその協力者
8	疾病	保護者が病気、または心身に障害がある
9	看護・介護	保護者が同居、または別居の親族の看護または介護をしている
10	災害	火災などによる家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合
11	就学	学生であり、日中就学している
12	求職	就労先がなく、求職活動を行っている
13	特例	全各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要であると市長が認める場合

※上記の優先順位も同じ場合は、家庭状況や保育料の滞納状況、勤務時間及び通勤時間等を含め、総合的に判断します。

1章

入園するまで

2章

在園中の手続き

3章

保育料

4章

よくある質問

(参考資料)

清瀬市では令和5年度以降、清瀬市内の保育園等について、下記のとおり変更を予定しております。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ● 内 容     | 閉園        |
| ● 施 設 名   | 清瀬市立第7保育園 |
| ● 予 定 時 期 | 令和7年3月31日 |

※閉園時に第7保育園在園児の優先転園は行いません。

**1章**

入園するまで

**2章**

在園中の手続き

**3章**

保育料

**4章**

よくある質問

(参考資料)

郵送で申込みされる場合は、「06 入園申込みに必要な書類 (P.7~P.9)」の提出書類とは別に、**さらに以下2つが必要**となります。

**① 郵送用必要書類確認票 兼 郵送同意書**

- この「令和5年度 保育園等入園のしおり」に添付されているものです。
- ウェブサイトからダウンロードも可能です。

**② 84円切手と返信先(申請者住所)の記入されている返信用封筒**

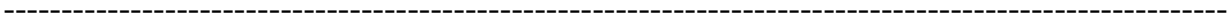
- 受付完了の通知として、受付確認票をお送りする際に使用します。
- 不足書類があった場合にも、こちらを使用して通知します。
- 返信用封筒が入っていない、または同封されていても切手が無い、返信先の記載が無い等の不備がある場合、**受付確認票をお送りできないため選考の対象とならない場合があります**ので、ご注意ください。

また、下記の注意事項をよく確認ください。

**注 意 事 項**

- **消印有効**になります(令和5年4月申込みご限り)。  
消印が受付期間後の場合は、2次選考または翌月から選考対象となります。
- **郵便事故について、清瀬市は責任を負いかねます。**  
**レターパックや特定記録郵便等、送達確認ができる方法を推奨いたします。**
- 到着後、内容の確認が終わり次第受付確認票をお送りするため、1~2週間程度お時間を頂く場合があります。  
また、お電話や窓口で到着の確認をされた場合はお答えできませんのでご了承ください。
- 提出された書類を確認したうえで、別途書類の提出やお電話で状況の確認をさせていただく場合があります。

(以下は郵送する際に封筒に貼ってお使いください)



(郵送申込用)

〒204-8511
清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市 福祉・子ども部 子育て支援課 保育・幼稚園係 宛
清瀬市保育園等入園申込 ( 月入園分)



(返信用封筒用)

郵便番号	〒      —
住 所	
お 名 前	

